

共通入札公告

令和 6 年 7 月

東日本高速道路株式会社

共通入札公告 目次

第1編 総則	9
1-1 目的	9
1-2 用語の定義	9
1-3 入札方式の概要	11
1-3-1. WTO・運用指針の適用を受ける案件における入札方式	11
1-3-2. WTO・運用指針の適用を受けない案件における入札方式	11
1-4 落札者の決定方法	11
1-4-1. 自動落札方式	11
1-4-2. 総合評価落札方式	11
1-4-3. (簡易) 公募型プロポーザル方式	13
1-5 低入札価格調査制度	13
1-6 見積活用方式	13
1-7 入札ボンド	15
1-8 履行ボンド	15
1-9 工事における各種制度の概要	16
1-9-1. 余裕期間制度	16
1-9-2. 三者協議会	16
1-9-3. 週休2日工事	16
1-9-4. 工事工程表開示試行工事	16
1-9-5. 繙続契約方式	16
1-9-6. 設計変更対象工事	16
1-9-7. 間接工事費の変更	17
1-9-8. ICT 対象工事	17
1-9-9. WTO に規定する継続工事の場合	17
1-10 調査等における各種制度の概要	17
1-10-1. 余裕期間制度	17
1-10-2. 基本契約方式	18
第2編 工事編【一般競争入札・条件付一般競争入札】	19
2-1 基本事項	19
2-1-1. 工事種別	19
2-1-2. 工事参加者募集・選定表	19
2-2 契約図書	19

2-2-1. 契約図書	19
2-3 調達手続に参加するための条件等	20
2-3-1. 競争参加資格	20
2-3-2. 競争参加資格確認申請書の作成	25
2-3-3. 競争参加資格確認申請	25
2-3-4. 競争参加資格の確認	25
2-3-5. 工事における総合評価落札方式	26
2-4 入札・開札・落札者の決定	28
2-4-1. 入札に必要な書類の作成等	28
2-4-2. 入札及び開札	29
2-4-3. 入札の辞退	29
2-4-4. 落札者の決定	29
2-5 その他	29
2-5-1. 使用する言語及び通貨	29
2-5-2. 質問の受付	29
2-5-3. 入札の無効	30
2-5-4. 支払条件	30
2-5-5. 火災保険等の付保	30
2-5-6. 単品スライド条項の適用	30
2-5-7. 苦情申立て	30
2-5-8. 契約後の技術評価項目の取扱い	31
2-5-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項	32
2-5-10. 競争参加資格に関する留意事項	32
2-5-11. 設計業務成果品等の貸与	32
第3編 工事編【条件付一般競争入札（指名併用型）】	34
3-1 基本事項	34
3-1-1. 工事種別	34
3-1-2. 工事参加者募集・選定表	34
3-2 契約図書	34
3-2-1. 契約図書	34
3-3 指名通知に関する事項	35
3-3-1. 指名基準	35
3-3-2. 指名通知の方法（電子入札システム利用者登録済の者）	37
3-3-3. 指名通知の方法（電子入札システム利用者登録未了の者）	37
3-3-4. 指名取消し事由	37
3-3-5. 指名者の承諾事項	37
3-4 競争参加に関する事項	37

3-4-1. 競争参加資格	37
3-4-2. 競争参加に必要な条件	38
3-4-3. 競争参加資格確認申請書の作成 ※指名者は作成不要	38
3-4-4. 競争参加資格確認申請	39
3-4-5. 競争参加資格の確認	39
3-4-6. 電子入札システムにおける「入札指名通知書」の発行(電子入札システム利用者登録済の者)	40
3-4-7. その他留意事項	40
3-5 競争参加資格（指名取消し事由）に関する事項【指名者・競争参加希望者共通事項】	40
3-5-1. 設計業者等の受注者等との資本又は人事面の関係	40
3-5-2. 施工管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係	41
3-5-3. 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係	41
3-5-4. 競争参加資格に関する留意事項	42
3-6 入札・開札・落札者の決定に関する事項【指名者・競争参加希望者共通】	42
3-6-1. 入札に必要な書類の作成等	42
3-6-2. 入札及び開札	43
3-6-3. 入札の辞退	44
3-6-4. 落札者の決定	44
3-7 落札者の決定にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[21]を参照のこと。その他 ..	44
3-7-1. 使用する言語及び通貨	44
3-7-2. 質問の受付	44
3-7-3. 入札の無効	45
3-7-4. 支払条件	45
3-7-5. 火災保険等の付保	45
3-7-6. 単品スライド条項の適用	45
3-7-7. 苦情申立て	46
3-7-8. 契約後の技術評価項目の取扱い	46
3-7-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項	47
3-7-10. 競争参加資格に関する留意事項	47
3-7-11. 設計業務成果品等の貸与	47
第4編 調査等編 【一般競争入札・条件付一般競争入札・（簡易）公募型プロポーザル方式】	49
4-1 基本事項	49
4-1-1. 業種区分	49
4-2 契約図書	49
4-2-1. 契約図書	49
4-3 調達手続に参加するための条件等	50
4-3-1. 競争参加資格	50
4-3-2. 競争参加資格確認申請書の作成	53
4-3-3. 競争参加資格確認申請	53

4-3-4. 競争参加資格の確認	54
4-3-5. 参加表明書の作成	54
4-3-6. 参加表明書の提出	55
4-3-7. 技術提案書の提出者の選定	55
4-3-8. 技術提案書の作成	55
4-3-9. 技術提案書の提出	56
4-3-10. 技術提案書に対するヒアリング	56
4-3-11. 技術提案書の特定	57
4-4 入札・開札・落札者の決定	58
4-4-1. 入札に必要な書類の作成等	58
4-4-2. 入札及び開札	58
4-4-3. 入札の辞退	59
4-4-4. 落札者の決定	59
4-5 見積合わせ	59
4-5-1. 見積に必要な書類の作成等	59
4-5-2. 見積合わせ	59
4-5-3. 契約相手方の決定	59
4-6 その他	59
4-6-1. 使用する言語及び通貨	59
4-6-2. 質問の受付	60
4-6-3. 入札の無効	60
4-6-4. 見積の無効	60
4-6-5. 支払条件	60
4-6-6. 苦情申立て	60
4-6-7. 契約後における留意事項	61
4-6-8. 競争参加資格に関する留意事項	61
4-6-9. 設計業務成果品等の貸与	62
第5編 調査等編【条件付一般競争入札（指名併用型）】	64
5-1 基本事項	64
5-1-1. 業種区分	64
5-2 契約図書	64
5-2-1. 契約図書	64
5-3 指名通知に関する事項	65
5-3-1. 指名基準	65
5-3-2. 指名通知の方法（電子入札システム利用者登録済の者）	66
5-3-3. 指名通知の方法（電子入札システム利用者登録未了の者）	66
5-3-4. 指名取消し事由	66
5-3-5. 指名者の承諾事項	66

5-4 競争参加に関する事項	66
5-4-1. 競争参加資格	66
5-4-2. 競争参加に必要な条件	66
5-4-3. 競争参加資格確認申請書の作成 ※指名者は作成不要	67
5-4-4. 競争参加資格確認申請	67
5-4-5. 競争参加資格の確認	68
5-4-6. 電子入札システムにおける「入札指名通知書」の発行(電子入札システム利用者登録済の者)	68
5-5 競争参加資格（指名取消し事由）に関する事項【指名者・競争参加希望者共通事項】	68
5-5-1. 施工管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係	68
5-5-2. 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係	69
5-5-3. 競争参加資格に関する留意事項	70
5-6 入札・開札・落札者の決定に関する事項【指名者・競争参加希望者共通】	70
5-6-1. 入札に必要な書類の作成等	70
5-6-2. 入札及び開札	71
5-6-3. 入札の辞退	71
5-6-4. 落札者の決定	72
5-7 落札者の決定にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[18]を参照のこと。その他	72
5-7-1. 使用する言語及び通貨	72
5-7-2. 質問の受付	72
5-7-3. 入札の無効	72
5-7-4. 支払条件	72
5-7-5. 苦情申立て	72
5-7-6. 契約後における留意事項	73
5-7-7. 競争参加資格に関する留意事項	73
5-7-8. 設計業務成果品等の貸与	74
第6編 物品・役務編【一般競争入札・（簡易）公募型プロポーザル方式】	75
6-1 契約図書	75
6-1-1. 契約図書	75
6-2 調達手続に参加するための条件等	76
6-2-1. 競争参加資格	76
6-2-2. 競争参加資格確認申請書の作成	78
6-2-3. 競争参加資格確認申請	78
6-2-4. 競争参加資格の確認	79
6-2-5. 参加表明書の作成	80
6-2-6. 参加表明書の提出	80
6-2-7. 業務提案書の提出者の選定	80
6-2-8. 業務提案書の作成	81
6-2-9. 業務提案書の提出	81

6-2-10. 業務提案書に対するヒアリング	82
6-2-11. 業務提案書の特定	82
6-3 入札・開札・落札者の決定	83
6-3-1. 入札に必要な書類の作成	83
6-3-2. 入札に必要な書類の提出	83
6-3-3. 入札及び開札	84
6-3-4. 入札の辞退	84
6-3-5. 落札者の決定.....	84
6-4 見積合わせ	84
6-4-1. 見積に必要な書類の作成等	84
6-4-2. 見積合わせ	84
6-4-3. 契約相手方の決定.....	85
6-5 その他	85
6-5-1. 使用する言語及び通貨	85
6-5-2. 質問の受付	85
6-5-3. 入札の無効	85
6-5-4. 見積の無効	85
6-5-5. 苦情申立て	86
第7編 物品・役務編【一般競争入札（指名併用型）】	87
7-1 契約図書	87
7-1-1. 契約図書.....	87
7-2 指名通知に関する事項	88
7-2-1. 指名基準	88
7-2-2. 指名通知の方法.....	88
7-2-3. 指名取消し事由	88
7-2-4. 指名者の承諾事項	88
7-3 競争参加に関する事項	88
7-3-1. 競争参加資格	88
7-3-2. 競争参加に必要な条件	88
7-3-3. 競争参加資格確認申請書の作成 ※指名者は作成不要	89
7-3-4. 競争参加資格確認申請	89
7-3-5. 競争参加資格の確認	90
7-4 競争参加資格（指名取消し事由）に関する事項【指名者・競争参加希望者共通事項】	91
7-4-1. 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係	91
7-5 入札・開札・落札者の決定	92
7-5-1. 入札に必要な書類の作成	92
7-5-2. 入札に必要な書類の提出	92

7-5-3. 入札及び開札	93
7-5-4. 入札の辞退	93
7-5-5. 落札者の決定.....	93
7-6 その他	93
7-6-1. 使用する言語及び通貨	93
7-6-2. 質問の受付	93
7-6-3. 入札の無効	94
7-6-4. 苦情申立て	94
第8編 別表	95

第1編 総則

1-1 目的

「共通入札公告」とは、東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が公告する入札公告において共通する内容や用語の定義等を定め、調達案件ごとに公告する「入札公告（説明書）」を補完し、一体となって入札公告を構成するものである。

NEXCO 東日本の発注案件については、関係法令に定めるもののほか、この共通入札公告及び入札公告（説明書）によるものとする。ただし、共通入札公告に定める事項と入札公告（説明書）に定める事項との間に相違がある場合は、入札公告（説明書）に定める事項が共通入札公告に定める事項に優先して適用されるものとする。

競争入札への参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）は、以下 2-2-1、3-2-1、4-2-1、5-2-1、6-1-1、7-1-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾した上で競争入札に参加しなければならない。

また、NEXCO 東日本が定めた指名基準に基づき競争入札への参加を指名された者（以下「指名者」という。）は、3-2-1、5-2-1、7-1-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾した上で競争入札に参加しなければならない。

1-2 用語の定義

「共通入札公告」及び「入札公告（説明書）」において使用する用語の定義は次のとおりとする。

	用語	定義
1	工事等	工事及び調査等のこと。
2	工事	土木工事等（土木工事、舗装工事、橋梁工事、塗装工事、造園工事、遮音壁工事、標識工事その他これらに類する工事）及び施設工事（建築工事、電気工事、通信工事その他これらに類する工事）のこと。
3	調査等	調査、設計、測量、試験及び研究のこと。
4	物品等	物品及び役務のこと。
5	物品	広く市販されている機械又は商品、製品等若しくは NEXCO 東日本の業務上必要があつて特に製造・作製等された機械又は商品、製品等のこと。
6	役務	NEXCO 東日本が調達するサービスのうち、工事等及び物品の購買及び賃借を除く、サービスのこと。
7	購買等	購買又は賃借及び役務の提供を受けること。
8	購買	購入、売却、修理、運送及び保管等のこと。
9	賃借	借り受けること。

	用語	定義
10	工事種別	本書、別表 1-1 に示す工事種別のこと。
11	業種区分	本書、別表 1-2 に示す業種区分のこと。
12	契約責任者	本社にあっては各本部の本部長、支社にあっては支社長、事務所にあっては事務所長のこと。
13	契約担当部署	「入札公告（説明書）」に示す契約事務を担当する部署のこと。
14	電子入札システム	NEXCO 東日本が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により入札手続きを実施するためのシステムのこと
15	電子入札	電子入札システムを利用して実施する入札手続きのこと
16	電子契約システム	NEXCO 東日本が電磁的記録に変換された契約書の取り交わし、保管を行うためのシステムのこと。
17	電子契約	電子契約システムを利用して、電磁的記録に変換された契約書を送受信する方法により、契約書の取り交わし及び保管を行うこと。
17	不成立	競争に付しても入札者（有効な入札をした者）がないこと。
19	不落札	競争に付しても落札者がないこと。
20	入札不調	不成立及び不落札の総称のこと。
21	資格審査アドレス	令和 5・6 年度競争参加資格審査（定期又は随時）申請時に登録されたメールアドレスのこと。
22	担当者アドレス	「入札者に対する指示書」に基づき、競争参加資格確認申請に必要な書類等を電子メールで提出しようとする際に「担当者連絡先（変更）届（指示書様式）」により登録されたメールアドレスのこと。
23	電子メール	「資格審査アドレス」又は「担当者アドレス」と NEXCO 東日本ドメインのメールアドレスとの間で受発信される電子メールのこと。 ※ ただし、入札手続きに関する質問書の送付における電子メールはこの限りでない。 ※ 電子メールによる ZIP ファイル形式の提出は受け付けない。
24	書留郵便等	郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法のこと。 (例) 一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス[赤]、受領署名又は押印を必要とするバイク便など ※ 信書便：民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項に規定するもの
25	休日	『行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日』のこと。
26	WTO	政府調達に関する協定（2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定）のこと。
27	運用指針	調査等に関しては、『「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針』（平成 8 年 6 月 17 日 事務次官等会議申合せ）のこと。 物品等に関しては、「政府調達手続きに関する運用指針」（平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ）のこと。

1-3 入札方式の概要

1-3-1. WTO・運用指針の適用を受ける案件における入札方式

(1) 一般競争入札

工事等及び物品等に関し、WTO・運用指針の適用を受けて入札公告を行い、競争参加資格要件を満たす不特定多数の競争参加者を公募する入札方式のこと。なお、工事等における競争参加者は NEXCO 東日本に競争参加資格登録している有資格者である必要がある。

1-3-2. WTO・運用指針の適用を受けない案件における入札方式

(1) 一般競争入札

物品等に関し、入札公告を行い、競争参加資格要件を満たす不特定多数の競争参加者を公募する入札方式のこと。

(2) 一般競争入札（指名併用型）

物品等に関し、競争参加資格要件を満たすものを指名するとともに、当該指名者以外を対象に競争参加者を公募し、競争参加資格が認められた全ての者に対し入札参加を認める入札方式のこと。

(3) 条件付一般競争入札

工事等に関し、入札公告を行い、NEXCO 東日本に競争参加資格登録している有資格者のうち、競争参加資格要件を満たす不特定多数の競争参加者を公募する入札方式のこと。

(4) 条件付一般競争入札（指名併用型）

工事等に関し、NEXCO 東日本に競争参加資格登録している有資格者で競争参加資格要件を満たすものを指名するとともに、当該指名者以外を対象に競争参加者を公募し、競争参加資格が認められた全ての者に対し入札参加を認める入札方式のこと。

1-4 落札者の決定方法

開札の結果、契約制限価格の範囲内において有効な入札をした者の中から、落札者又は落札予定者を決定する方法のこと。

1-4-1. 自動落札方式

一定の技術者資格、過去の工事実績や工事成績等を競争参加資格として設定し、この要件を満足する入札者から、NEXCO 東日本が示す仕様（設計図書）に対し、価格競争により入札を行い、契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」という。）の入札価格が、NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札者又は落札予定者と決定する方式のこと。

1-4-2. 総合評価落札方式

競争参加資格確認申請において入札者から提出された技術資料又は技術提案書に基づき技術的な評価を行う技術評価と、契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ

行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札者又は落札予定者と決定する方式のこと。

なお、技術評価点及び価格評価点により算定する評価値は、次に示す「加算方式」又は「除算方式」に基づき算定する。

(1) 加算方式と除算方式

契約責任者は、契約制限価格における有効な入札のうち、「加算方式」又は「除算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札者と決定する。

なお、当該工事の対象方式は「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧」に示すものとする。

ア 加算方式の評価値の算出方法

(ア) 評価値（100 点）＝価格評価点 + 技術評価点

(イ) 価格評価点

次に示す算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

※配点及び定数は以下に示すとおりとする。

【工事の場合】

技術評価タイプ	価格評価点		技術評価点	評価値
	評価点	定数		
技術提案評価型	15 点	55 点	30 点	100 点
工事実績評価型	実績 I 型	10 点	70 点	
	実績 II 型	5 点	85 点	

※地域活用型は実績 II 型と同様とする。

【調査等の場合】

方式	価格評価点		技術評価点	評価値
	配点	定数		
総合評価落札方式	30 点	10 点	60 点	100 点

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合の価格評価点は 0 点とする。
2. 価格評価点の計算において、小数点 4 位以下を切り捨てとする。
3. 調査基準価格とは、低入札価格調査要領 1-3 に示す調査基準価格をいう。

(ウ) 技術評価点

「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す評価基準により算定する。

イ 除算方式の評価値の算出方法

(ア) 評価値

次に示す算式により算定する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 1 \text{ 億}$$

(1) 基準評価値

標準点（100点）を契約制限価格で除して1億を乗じた値であり、落札者を決定するにあたり、次の条件を満たさない場合は、評価値が最も高い競争参加者であっても落札者としない。

- ・条件Ⅰ：入札価格 \leq 契約制限価格
- ・条件Ⅱ：評価値 \geq 基準評価値

(ウ) 技術評価点

「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す評価基準により算定する。

1-4-3. (簡易) 公募型プロポーザル方式

企業の実績や、技術者の技術力により選定された者に NEXCO 東日本が発注する業務の実施方針等の技術提案書の提出を求め、その技術提案書等に基づき技術的に最適な者を特定する方式のこと。

1-5 低入札価格調査制度

契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、落札予定者の入札価格が、NEXCO 東日本が設定する低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う制度のこと。

開札の結果、落札予定者となる入札者の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。また、工事における条件付一般競争入札の場合は、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

「入札公告（説明書）」において特に記載がない限り、工事及び調査等（（簡易）公募型プロポーザル方式の場合を除く）は低入札価格調査の対象である。

低入札価格調査については、工事の場合は「入札者に対する指示書」[25]、調査等の場合は「入札者に対する指示書」[22]を参照のこと。

1-6 見積活用方式

NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目（以下「見積対象項目」という。）について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後 NEXCO 東日本が、参考見積書に記載された内容（設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか）について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書（これら以下「最終参考見積書」という。）を活用して契約制限価格の設定を行う方式のこと。

(1) 参考見積書の提出

入札者は、見積対象項目の参考見積書を以下【参考見積書の提出】のとおり提出しなければならない。「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」に示す提出期限までに参考見積書が提出されない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。

【参考見積書の提出】

1) 参考見積書提出期限

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

2) 参考見積書提出場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

3) 参考見積書提出方法

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

なお、参考見積書を書留郵便で提出する場合は、以下のとおり封かんし、郵送すること。

- a) 封筒に、参考見積書を入れて封かんすること。

- b) 封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載すること。

ア)参考見積書在中

イ)契約件名

ウ)競争参加希望者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

(2) 参考見積書に関する問合せ

参考見積書提出後、NEXCO 東日本が行う見積内容の確認過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認を行う参考見積書に関する問合せは、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」に示す期間を予定とし、競争参加資格確認申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、Web 会議方式の場合は、担当者宛に連絡し日時を定めたうえ Web 会議システムにより行うことを想定している。電子メールの場合は、担当者宛に電子メールにて問合せを行うことを想定している。電話の場合は、担当者宛に電話にて問合せを行うことを想定している。

(3) 訂正参考見積書の提出

ア 入札者は、上記(2)の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、以下の【訂正参考見積書の提出】に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

なお、上記(2)による問合せが無かった入札者及び上記(2)による問合せが有った者でも訂正の必要が無い入札者は、入札者が自ら参考見積書に訂正が必要と判断した場合のみ訂正参考見積書を提出するものとする。

イ 訂正参考見積書の提出が必要となった場合、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」に示す提出期限までに訂正参考見積書が提出されない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。

【訂正参考見積書の提出】

1) 訂正参考見積書提出期限

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

2) 訂正参考見積書提出場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

3) 訂正参考見積書提出方法

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

なお、訂正参考見積書を書留郵便で提出する場合は、以下のとおり封かんし、郵送すること。

- a) 封筒に、訂正参考見積書を入れて封かんすること。

- b) 封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載すること。

ア)訂正参考見積書在中

イ) 契約件名

ウ) 競争参加資格希望者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

(4) 入札時の単価表の提出及び最終参考見積書の取扱い

ア 入札者は、入札時、入札書とともに、入札額に対応した次に示す書類（以下「単価表等」という。）を提出しなければならない。

(ア) 総価単価契約（土木工事）…単価表

(イ) 総価契約（施設工事）…工事費内訳書

(ウ) 総価契約（調査等）…内訳明細書

(エ) 総価契約（物品・役務）…単価表

イ 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時に提出する入札額に対応した単価表等に記載された見積対象項目の総額は、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超えない限り変更ができるものとし、入札時に提出する入札額に対応した単価表等に記載された見積対象項目の総額が、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。

ウ 入札時に提出する入札額に対応した単価表等に記載された見積対象項目の総額が最終参考見積書の総額を超えない場合には、入札時の個々の見積対象項目が最終参考見積書の各項目の金額を超えることができる。

エ 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはしない。

オ 最終参考見積書において、NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者に異なる理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不適当と認められる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格（または指名）を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

(5) 契約後の施工時における確認

NEXCO 東日本は、契約後、受注者に対し入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」の提出を求める場合がある。なお、実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うので、受注者はこれに協力するものとする。

1-7 入札ボンド

落札者が契約をしない場合に、NEXCO 東日本が被る損害を補填する、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書のこと。

1-8 履行ボンド

受注者の責めに帰すべき事由により受注者が債務不履行に陥った場合に、NEXCO 東日本が被る金銭的損害を補填することの保証（金銭的保証）の証書のこと。

1-9 工事における各種制度の概要

1-9-1. 余裕期間制度

共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、NEXCO 東日本が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる制度のこと。

なお、余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。

1-9-2. 三者協議会

工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、NEXCO 東日本・受注者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工共同連絡会議のこと。

1-9-3. 週休 2 日工事

監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休 2 日を達成するよう実施する工事のこと。

1-9-4. 工事工程表開示試行工事

工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う工事のこと。

1-9-5. 繙続契約方式

特定更新等事業や耐震補強工事等で、施工条件が類似する複数工事の調達手続きを行う場合において、当初発注工事に係る入札公告時に、当初発注工事の後に発注する工事（以下「後発工事」という。）について当初発注工事の受注者と随意契約の協議を行う旨の条件を付帯し、当初発注工事に継続して、当初発注工事の受注者と後発工事の随意契約を行うことができる方式のこと。

1-9-6. 設計変更対象工事

設計変更対象工事は、以下の 2 つである。

(1) 労働者確保・建設資材確保型

建設資材（骨材、土砂、仮設材（鋼材））を設計変更対象とする工事であり、契約締結後、労働者確保や建設資材確保に要する計画に変更があった場合、必要となる費用について設計変更を行う試行対象工事のこと。

(2) 労働者確保型

建設資材（骨材、土砂、仮設材（鋼材））以外を設計変更対象とする工事であり、契約締結後、労働者確保に要する計画に変更があった場合、必要となる費用について設計変更を行う工事のこと。

1-9-7. 間接工事費の変更

「共通仮設費（率分）のうち營繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の以下に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事のこと。

營繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

1-9-8. ICT 対象工事

国土交通省が推進する i-Construction に基づき、生産性向上を図るために、契約締結後、受注者から ICT 工事に関する施工の提案ができる工事のこと。

[一般競争入札の場合、以下 1-9-9 を参照]

1-9-9. WTO に規定する継続工事の場合

契約中の工事に関連する他の工事の請負契約を、契約中の工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結した上で継続する場合がある。

なお、継続工事の予定の有無については、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」を参照のこと。

1-10 調査等における各種制度の概要

1-10-1. 余裕期間制度

共通仕様書 1-13「着手日」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るために、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、NEXCO 東日本が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定できる制度のこと。

なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。また、余裕期間内は管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。

1-10-2. 三者協議会

工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、NEXCO 東日本・受注者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工共同連絡会議のこと。

1-10-3. 橋梁設計に関する基本契約方式

大規模更新、大規模修繕、耐震補強及び維持修繕に関連する橋梁設計に関し、業務の目的・内容及び競争参加資格や技術評価項目が同一となる、反復・継続性が認められる複数の業務について、基本契約を締結したうえで、個別業務の必要の都度、基本契約の相手方と契約交渉を経て随意契約による個別の契約を締結する方式のこと。

第2編 工事編【一般競争入札・条件付一般競争入札】

2-1 基本事項

2-1-1. 工事種別

工事種別の一覧を別表 1-1 に示す。

2-1-2. 工事参加者募集・選定表

工事参加者募集・選定表を別表 2 に示す。

2-2 契約図書

2-2-1. 契約図書

(1) 契約図書は次のとおりとする。

なお、競争参加希望者及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

ア 入札公告（説明書）	入札公告（説明書） https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
イ 共通入札公告	本書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/
ウ 標準契約書案	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ [土木工事の場合] 【土木工事等請負契約書】を使用すること [施設工事の場合] 【施設工事請負契約書】を使用すること
エ 入札者に対する指示書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 「入札公告（説明書）」に示す「入札方法」に該当する指示書を使用すること
オ 共通仕様書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【特記仕様書に記載の共通仕様書】を使用すること
カ 特記仕様書	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ [郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
キ その他契約（発注用）図面等	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ [郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
ク 金抜設計書	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/

	[郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
ヶ 競争参加資格確認申請書	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ [郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
コ 入札書	[電子入札の場合]電子入札システムの様式のとおり [郵送入札の場合]上記工「入札者に対する指示書」の様式 1 のとおり
サ [土木工事の場合]単価表 [施設工事の場合] 工事費内訳書	上記クの金抜設計書により作成すること

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページ又は電子入札システムにログインした上でそれぞれダウンロードして取得すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-ROM 配布等）により交付するので、「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署へその旨申し出ること。

(3) 契約図書の交付期間は、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」に示すものとする。

2-3 調達手続に参加するための条件等

2-3-1. 競争参加資格

入札者は、次に示す事項及び「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す事項を全て満たし、「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が、競争参加資格があると認めた者とする。

(1) 審査基準日（以下 2-3-2.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（「入札者に対する指示書」[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。

[一般競争入札の場合は、以下(2)を参照]

(2) 開札時において（※開札日が令和 7 年 3 月 31 日以降の案件は、「開札時において」を「令和 7 年 3 月 31 日までに」に読み替える）、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す工事種別に係る NEXCO 東日本の『令和 5・6・年度競争参加資格（工事）』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表（等級区分又は競争参加資格の区分）」に示す競争参加資格の区分に該当する点数以上の者であること（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認

定の際に算定された経営事項評価点数が、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表（等級区分又は競争参加資格の区分）」に示す競争参加資格の区分に該当する点数以上であること。）。

また、2者若しくは3者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）を設定する工事である場合は、経営事項評価点数が「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表（等級区分又は競争参加資格の区分）」に示す競争参加資格の区分に該当する点数以上である者による2者で構成された特定JVであること。

また、特定JVの場合は、全ての構成員が、「2-3-1.競争参加資格」の条件を満たすこと。

なお、特定JVを設定するかの有無については、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」を参照のこと。

競争参加資格の区分に該当する点数については、別表3に示す「競争参加資格の区分に係る経営事項評価点数表」を参照のこと。

[条件付一般競争入札の場合は、以下(3)及び(4)のうちあてはまるものを参照]

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に等級の記載がある場合は、以下(3)を参照]

(3) 開札時において（※開札日が令和7年3月31日以降の案件は、「開札時において」を「令和7年3月31日までに」に読み替える）、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す「工事種別」に係るNEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（工事）」を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ当該工事種別に係る「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す等級に格付けされている者であること（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に当該工事種別の等級に格付けされている者であること。）。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」にJVに関する記載がある場合は以下を参照]

当該工事種別に係る「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に記載の等級の2者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であること（いずれの者においても、上記の再認定を受けた場合にあっては、当該再認定の際に当該工事種別の等級に格付けされている者であること。）。

ただし、『等級A』と『等級B』の2者で構成された特定JVの場合、『等級B』の出資額は請負代金額のうち13億円未満であること。『等級A』と『等級C』若しくは『等級B』と『等級C』で構成された特定JVの場合、『等級C』の出資額は請負代金額のうち5億円未満であること。

なお、特定JVの場合、全ての構成員が「2-3-1.競争参加資格」の条件を満たすこと。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に等級の記載がない場合は、以下(4)を参照]

(4) 開札時において（※開札日が令和7年3月31日以降の案件は、「開札時において」を「令和7年3月31日までに」に読み替える）、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す「工事種別」に係るNEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（工事）」を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。

- (5) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(1)及び(3)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (6) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において競争参加資格停止措置を受けていないこと（NEXCO 東日本が「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
なお、契約担当部署が所属する地域については、別表 5 を参照のこと。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に施工実績の記載がある場合は、以下(7)を参照]

- (7) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す施工実績について、以下の場合は、企業の施工実績として認めない。
- ア NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績
- イ 工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次の(ア)又は(イ)に該当する工事
- (ア) NEXCO 東日本の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事
- (イ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に同種機器の納入実績の記載がある場合は、以下(8)を参照]

- (8) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す同種機器の設備について、以下に示す条件を満たすこと。
- ア 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す年度以降に、元請としての完成及び引渡しが完了した工事において「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す設備に係る納入実績を有すること。又は競争参加希望者が工事において設置する設備の製造予定業者が同種機器に係る納入実績を有すること。
- イ 機器の故障、システムの機能障害時等に、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に特定JVの記載がある場合は、以下(9)を参照]

- (9) 特定JVを構成する場合は次に示す事項を全て満たすこと。
- ア 審査基準日において、全ての構成員が、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を得てから 5 年以上の営業期間を有すること。ただし、許可を得てからの営業期間が 5 年未満であっても、相当の工事実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認める場合は、これを同等として取扱うことがある。
- イ 全ての構成員が、当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有していること。

- ウ 全ての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を、「入札公告（説明書）」に示す工事（以下「本工事」という。）に専任で配置できること。
- エ 全ての構成員の出資比率が、原則として均等割の 10 分の 6 以上であること。
- オ 全ての構成員は、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。
- カ 「特定建設工事共同企業体協定書」の案（「入札者に対する指示書」書式 1-1。以下「協定書案」という。）が提出されていること。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に設計業務等の受注者の記載がある場合は、以下(10)を参照]

- (10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
- ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - イ 当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に施工管理業務の受注者の記載がある場合は、以下(11)を参照]

- (11) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に以下に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
- ア 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - イ 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

- (12) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、「入札者に対する指示書」1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。
- ア 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a)会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b)会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c)会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d)会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことされている取締役
- 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) ~4) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (13) 発注規模（契約制限価格）に応じた競争参加資格の区分等又は共同企業体の構成員の組合せ（以下「競争参加資格区分」という。）については、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領「別表 1（工事参加者募集・選定表）」により規定しているところであるが、入札時（入札書提出期限日）の最新の労務費・原材料費・水道光熱電力料等を反映した契約制限価格による競争参加資格区分が、入札公告の競争参加

資格で求めた等級や特定JVの構成と異なるものになった場合でも、入札公告における競争参加資格については変更しない。

- (14) その他、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」の「競争参加資格要件」に記載する条件を満たすこと。

2-3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、「入札公告（説明書）」の契約図書である「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を作成しなければならない。
また、作成にあたっては、契約図書の定めに従うこと。
特定JVにより競争入札への参加を希望する者は、協定書案を「入札者に対する指示書」[9]及び指示書書式1-1又は1-2に基づき作成すること。
- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、「入札者に対する指示書」[9]を参照のこと。

2-3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。
- ア 提出期間
 - ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
 - イ 提出場所
 - ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。
 - ウ 提出方法
 - ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
 - エ 提出書類
 - ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
ただし、経常建設共同企業体で申請する場合は、「経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書」の写しを併せて提出すること。
- (2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[9](2)を参照のこと。

2-3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。
- ※確認結果通知 「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと
なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において競争参加資格停止措置を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。
- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

ア 受付期限

- ・確認結果通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内。

イ 受付場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

ウ 提出方法

- ・契約責任者に対し、説明請求者の氏名及び住所、対象となる契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面（様式は自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。

エ 回答方法

- ・説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則5日以内（休日を含まない。）に書面にて行う。

(3) その他、競争参加資格の確認にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[10]及び[11]を参照のこと。

2-3-5. 工事における総合評価落札方式

[総合評価落札方式（工事実績評価型（実績Ⅰ型・実績Ⅱ型・実績Ⅲ型（地域活用型））の場合は、以下(1)～(2)を参照】

(1) 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目及び配点は「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示すものとする。

なお、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の企業の同種工事の工事成績、同一工種の表彰実績は評価しない。

(2) 技術評価

契約責任者は、競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す基準により評価する。

なお、評価した内容は落札者決定後、技術評価点内訳書において公表を行う。

[総合評価落札方式（技術提案評価型・高度技術提案型）の場合は、以下(3)～(7)を参照】

(3) 技術提案書の作成

入札者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。また、作成にあたっては、契約図書の定めに従うこと。

なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない（提案としては評価する）。過度なコスト負担を要する提案は、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す事例を想定している。

(4) 技術提案書の提出

ア 技術提案書提出期限

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- イ 技術提案書提出場所
- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。
- ウ 技術提案書提出方法
- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(5) 技術提案書の内容に関するヒアリング等

- ア 技術提案があるとして技術提案書の提出を行った全ての入札者に対し、個別に、技術提案の内容にかかるヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- イ ヒアリングの実施日時は、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」に示す期間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、競争参加資格確認申請書に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
- ウ ヒアリングの結果、NEXCO 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合又は入札者から技術提案の改善希望があった場合、入札者は、次に示すとおり改善技術提案書を提出するものとする。
- (ア) 改善技術提案書提出期限
- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- (イ) 改善技術提案書提出場所
- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。
- (ウ) 改善技術提案書提出方法
- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(6) 技術提案書の採否の確認等

- ア 契約責任者は、入札者からの技術提案書（又は改善技術提案書）に基づき、当該入札者の技術提案書の採否について確認を行い、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」に示すとおりその確認結果を通知する。
- イ 上記アに示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。
なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。
- (ア) 受付期限
- ・確認結果通知日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内。
- (イ) 受付場所
- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。
- (ウ) 提出方法
- ・契約責任者に対し、説明請求者の氏名及び住所、対象となる契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面（様式は自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。
- (I) 回答方法
- ・説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則 5 日以内（休日を含まない。）に書面にて行う。
- ウ 契約責任者は、上記アにおいて技術提案書の採否の確認の他、採用するとした技術提案書の内容を「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す基準に基づき評価する。
なお、評価した内容は、落札者決定後技術評価点内訳書において公表を行う。

(7) その他

入札者は、上記（6）技術提案書の採否確認等の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。

なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

2-4 入札・開札・落札者の決定

2-4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

ア 入札書	「入札者に対する指示書」[12]を参照のこと。
イ [土木工事の場合] 単価表 [施設工事の場合] 工事費内訳書	「入札者に対する指示書」[13]を参照のこと。 ※使用する様式は、配布した金抜設計書とする。
ウ 総合評定値通知書（経審）の写し	「入札者に対する指示書」[14]を参照のこと。 ※特定JV又は経常JVで参加する場合は、全ての構成員全ての構成員における総合評定値通知書（経審）の写しを提出すること。
[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」で入札ボンド「有」の場合] エ 入札ボンド	「入札者に対する指示書」[15]を参照のこと。
[見積活用方式で諸経費を見積対象とした場合] オ 諸経費の内訳が分かる資料	見積活用方式において諸経費を見積対象項目とした場合は、諸経費の内訳を提出すること。諸経費の内訳が未提出又は記載不備の入札は無効とする。 (1) 参考見積書及び入札時に提出する単価表において、技術提案により不要となった単価項目については、単価、金額ともに記載しないものとする。 (2) 参考見積書及び入札時に提出する単価表において、技術提案により数量の増減が生じる単価項目については、単価、金額ともに記載しないものとし、必要となった全ての費用は単価項目「高度技術提案に係る費用」へ計上するものとする。 (3) 参考見積書及び入札時に提出する単価表において、技術提案により発注図書にない単価項目が必要となった場合には、必要となった全ての費用を単価項目「高度技術提案に係る費用」へ計上するものとする。この場合、訂正参考見積書及び入札時に提出する単
[総合評価落札方式（高度技術提案型）で技術提案により発注図書に無い単価項目が必要となった場合] カ 高度技術提案に係る費用の内訳書	

	価表の添付資料として、技術提案により新たに必要となった全ての単価項目名称、数量、単価、金額を記載した内訳書を提出するものとする。
--	--

2-4-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- (1) 入札書の提出期限
 - ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- (2) 入札書の提出場所
 - ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。
- (3) 入札書の提出方法
 - ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- (4) 開札執行日時
 - ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- (5) 開札執行場所
 - ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

2-4-3. 入札の辞退

入札者は、入札書を提出する前において、自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができる。入札書提出期限の日までに入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなすため、「辞退書」の提出は不要である。

なお、NEXCO東日本では、入札を辞退した入札者に対し、その辞退を理由として、別の工事等にかかる入札手続への参加について不利益な取扱いをすることはない。

2-4-4. 落札者の決定

落札者の決定方法については、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」を参照のこと。

落札者の決定にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[21]を参照のこと。

2-5 その他

2-5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

2-5-2. 質問の受付

- (1) 競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ア 受付期間：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- イ 受付場所：「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。
- ウ 受付方法：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 上記(1)により受けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

ア 回答日：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 回答方法：NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「備考」）に掲載する。

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

2-5-3. 入札の無効

「入札者に対する指示書」[27]に該当する入札は無効とする。

2-5-4. 支払条件

(1) 前金払

- 前金払の有無については、「入札公告（説明書）」に示す支払条件を参照のこと。
- 「有」の場合は請負契約書第 35 条 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。
- なお、工期が 1 年未満でかつ複数年度にわたる工事の場合については、請負契約書第 41 条 3 項に基づき前金払の請求をすることができる。

(2) 部分払

- 請負契約書第 38 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。
- 部分払の有無については、「入札公告（説明書）」に示す支払条件を参照のこと。

2-5-5. 火災保険等の付保

[本書 1-2 に示す土木工事等の場合]

- 土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

[本書 1-2 に示す施設工事の場合]

- 施設工事共通仕様書「1.51.1 保険の付保」に定めるとおりとする。

[上記の工事種別に関係なく交通規制を行う場合（※交通規制内の作業を行わない場合は保険対象外）]

- 特記仕様書に定めるとおりとする。

2-5-6. 単品スライド条項の適用

請負契約書第 26 条 5 項（単品スライド）及び同条 6 項（インフレスライド）について適用する。

2-5-7. 苦情申立て

[一般競争入札の場合は、以下(1)を参照]

- (1) 入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

[一般競争入札以外の場合は、以下(2)を参照]

- (2) 入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。また、苦情の申立てに係る手続きは、「入札・契約の過程にかかる苦情処理要領」に定めるところによる。

2-5-8. 契約後の技術評価項目の取扱い

[総合評価落札方式（技術提案評価型・高度技術提案型の場合）は、以下(1)～(6)を参照]

- (1) 工事の受注者は、技術提案書の採否の確認等の確認結果通知において、提案した内容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法をNEXCO東日本と協議を行うこと。
- (2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。
ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が技術提案書の採否の確認等で採用された技術提案（以下「採用された技術提案」という。）を下回らないと認められた場合は、この限りではない。
なお、変更された提案内容を採用する場合、以下の事項は適用しない。
ア 土木工事共通仕様書「1-66 VE提案に関する事項」
イ 施設工事共通仕様書「第1章第64節 VE提案に関する事項」
- (3) 工事中において採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、工事請負契約書第18条や19条等NEXCO東日本の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。
- (4) 採用された技術提案より、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。
- (5) NEXCO東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。
- (6) 採用された技術提案の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大10点）。
また、請負契約書第26条の2項に基づき未履行額を請求する。

[総合評価落札方式（工事実績評価型（実績Ⅰ型・実績Ⅱ型・実績Ⅲ型（地域活用型））の場合は、以下(7)を参照）]

- (7) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す技術評価項目の内容について、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。
また、請負契約書第 26 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

2-5-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付、国土建第 119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付を受けていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

2-5-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 工事の受注者、工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、工事の下請負人、工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことはできない。
なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
イ 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

2-5-11. 設計業務成果品等の貸与

[電子貸与に付す資料がある場合は、以下(1)～(7)を参照]

- (1) 「入札者に対する指示書」【7】②③に定める、閲覧の方法による資料の提示に代え、NEXCO 東日本が認める範囲で本工事に係わる設計業務成果品等を格納した DVD-R（以下「貸与用電子媒体」という。）を、競争参加希望者に対し貸与する。
- (2) 被貸与可能者
上記「2-3-1. 競争参加資格」に該当する者で「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を提出した競争参加希望者であること。
- (3) 貸与方法等
「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(4) 借用申込期限：競争参加資格確認申請書の提出期限の前営業日の 16 時まで。

(5) 返却期限

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| ア 競争参加資格確認申請書未提出の場合 | ：競争参加資格確認申請書提出期限日から 1 週間以内 |
| イ 競争参加資格無しと通知された場合 | ：競争参加資格確認結果通知日から 1 週間以内 |
| ウ 入札を辞退した場合 | ：すみやかに返却するものとし、入札書提出期限日から 1 週間以内 |
| エ 入札に参加した場合 | ：入札書提出期限日から 1 週間以内 |

(6) 返却方法等

「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署に書留郵便等の方法により、「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」とともに返却すること。
(書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。)

(7) その他

- | |
|--|
| ア 貸与用電子媒体は本工事に係る競争参加資格確認申請書、技術資料及び入札書作成以外の目的に使用してはならない。 |
| イ 貸与用電子媒体は通常の用法をもって使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 |
| ウ 貸与用電子媒体の情報の複製、紛失、改造及び現状変更並びに第三者への譲渡、転貸及び情報提供を行ってはならない。 |
| エ 本工事の入札公告に関する質問を除き、貸与用電子媒体に関する NEXCO 東日本への質問等は行わない。また、本工事に係る設計業務等の請負者等への問合せは行わない。 |
| オ NEXCO 東日本が返却期限前に貸与用電子媒体の返却を求めた場合は、上記(5)により速やかにこれに応じなければならない。 |

第3編 工事編【条件付一般競争入札（指名併用型）】

3-1 基本事項

3-1-1. 工事種別

工事種別の一覧を別表 1-1 に示す。

3-1-2. 工事参加者募集・選定表

工事参加者募集・選定表を別表 2 に示す。

3-2 契約図書

3-2-1. 契約図書

(1) 契約図書は次のとおりとする。

なお、競争参加希望者及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

ア 入札公告（説明書）	入札公告（説明書） https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
イ 共通入札公告	本書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/
ウ 標準契約書案	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ [土木工事の場合] 【土木工事等請負契約書】を使用すること [施設工事の場合] 【施設工事請負契約書】を使用すること
エ 入札者に対する指示書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 「入札公告（説明書）」に示す「入札方法」に該当する指示書を使用すること
オ 共通仕様書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【特記仕様書に記載の共通仕様書】を使用すること
カ 特記仕様書	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ [郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
キ その他契約（発注用）図面等	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ [郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
ク 金抜設計書	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/

	[郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
ヶ 競争参加資格確認申請書	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ [郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
コ 入札書	[電子入札の場合]電子入札システムの様式のとおり [郵送入札の場合]上記工「入札者に対する指示書」の様式1のとおり
サ [土木工事の場合]単価表 [施設工事の場合]工事費内訳書	上記クの金抜設計書により作成すること

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページ又は電子入札システムにログインした上でそれぞれダウンロードして取得すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-ROM 配布等）により交付するので、「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署へその旨申し出ること。

(3) 契約図書の交付期間は、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」に示すものとする。

3-3 指名通知に関する事項

3-3-1. 指名基準

- (1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年度細則第16号）」第6条（「入札者に対する指示書」「[2]競争参加不適格者について」を参照のこと。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名通知の日において、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す工事種別にかかるNEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（工事）」を有し、かつ「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す等級の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けており、かつ上記(2)の等級に格付けされていること。
- (4) 指名通知の日において、NEXCO東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」に基づき、「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において競争参加資格停止措置を受けていないこと。
※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に施工実績の記載がある場合は、以下(5)を参照]

- (5) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す施工実績を有すること。なお、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上である場合に限り施工実績として認める。また、以下の場合は、企業の施工実績として認めない。
- ア NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績
- イ 工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次の(ア)又は(イ)に該当する工事
- (ア) NEXCO 東日本の工事については、評定点合計が65点未満の工事
- (イ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に同種機器の納入実績の記載がある場合は、以下(6)を参照]

- (6) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す同種機器の設備について、以下に示す条件を満たすこと。
- ア 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す年度以降に、元請としての完成及び引渡しが完了した工事において「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す設備に係る納入実績を有すること。又は競争参加希望者が工事において設置する設備の製造予定業者が同種機器に係る納入実績を有すること。
- イ 機器の故障、システムの機能障害時等に、NEXCO 東日本からの連絡に対し24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に設計業務等の受注者の記載がある場合は、以下(7)を参照]

- (7) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す設計業務等の受注者でないこと。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に施工管理業務の受注者の記載がある場合は、以下(8)を参照]

- (8) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す監督を担当する部署の施工管理業務の受注者として、工事の発注に関与した者でないこと、又は「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す施工管理業務の受注者でないこと。
- (9) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す年度に完成したNEXCO東日本における「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。
(注) 指名は、「3-5-3.入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係」に関わらず行っているため、指名者であっても、入札に参加しようとする者の間に上記関係がある場合は、競争参加は認められないので注意すること。
- (10) その他、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」の「競争参加資格要件」に記載する条件を満たすこと。

3-3-2. 指名通知の方法（電子入札システム利用者登録済の者）

「3-3-1.指名基準」を全て満たす者（指名者）のうち、「入札公告（説明書）」に示す指名通知の日においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録済みの者に対しては、電子入札システムにおいて「入札指名通知書」を発行するため確認すること。

なお、電子入札システムにおいて、当該入札指名通知書に係る「受領確認書の提出」は不要とする。

3-3-3. 指名通知の方法（電子入札システム利用者登録未了の者）

「3-3-1.指名基準」を全て満たす者（指名者）のうち、「入札公告（説明書）」に示す指名通知の日においてNEXCO 東日本電子入札システム利用者登録未了の者に対しては、書面により「入札指名通知書」を発行するため確認すること。

3-3-4. 指名取消し事由

指名者は、次の「指名取消し事由」に該当する場合には、その旨を届け出ること。

[指名取消し事由]

- (1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人であること。
- (2) 「3-5-1.」から「3-5-3.」に示す「指名取消し事由」に該当する法人であること。

3-3-5. 指名者の承諾事項

指名者は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条第4項第六号に関し、当該排除要請等の対象法人ではないことを承諾の上で入札に参加すること。

3-4 競争参加に関する事項

3-4-1. 競争参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者は競争入札に参加することができる。

なお、「3-3-1.指名基準」に記載の「指名通知の日」については、「審査基準日（「3-4-3.競争参加に必要な手続」(1)に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日をいう。以下同じ。）」に読み替えるものとする。

また、「3-3-1.指名基準」(5)の同種工事の施工実績は、同一の工事において有する必要はない。

- (1) NEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（工事）」の有資格者のうち「3-3-1.指名基準」の(1)から(10)を満たす者。
- (2) NEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（工事）」の無資格者のうち「3-3-1.指名基準」の(1)及び(4)から(10)を満たす者。

[特定JVで参加する場合は、以下を参照]

次の(3)に該当する者は競争入札に参加することができる。なお、指名者が特定JVでの参加を希望する場合は、「辞退書」を提出して指名者単体での入札参加を辞退したうえで参加するものとする。

- (3) 当該工事種別に係る「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に記載の等級の2者で構成された特定JVであり、全ての構成員が上記(1)又は(2)の条件を満たしていること。また、次に示す事項を全て満たすこと。
- ア 全ての構成員が、「3-3-1.指名基準」(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を得てから5年以上の営業期間を有すること。ただし、許可を得てからの営業期間が5年未満であっても、相当の工事実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認める場合は、これを同等として取扱うことがある。
- イ 全ての構成員が、当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有していること。
- ウ 全ての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を、「入札公告（説明書）」に示す工事（以下「本工事」という。）に専任で配置できること。
- エ 全ての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であること。
- オ 全ての構成員は、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。
- カ 『等級A』と『等級B』の2者で構成された特定JVの場合、『等級B』の出資額は請負代金額のうち13億円未満であること。『等級A』と『等級C』若しくは『等級B』と『等級C』で構成された特定JVの場合、『等級C』の出資額は請負代金額のうち5億円未満であること。
- キ 「特定建設工事共同企業体協定書」の案（「入札者に対する指示書」書式1-1、以下「協定書案」という。）が提出されていること。

3-4-2. 競争参加に必要な条件

- (1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。《「3-4-1.競争参加資格」の(1),(2),(3)の者に必要》なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において競争参加資格停止措置を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。
競争参加資格確認結果通知予定については、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参考のこと。
- (2) 開札執行の日において、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す工事種別にかかるNEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（工事）」を有していること。また、「競争参加資格要件等一覧表」に等級区分が示されている場合は、該当する等級の認定を受けていること。《「3-4-1.競争参加資格」の(2),(3)の者に必要》

3-4-3. 競争参加資格確認申請書の作成 ※指名者は作成不要

- (1) 競争参加希望者は、「入札公告（説明書）」の契約図書である「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を作成しなければならない。
また、作成にあたっては、契約図書の定めに従うこと。
特定JVにより競争入札への参加を希望する者は、協定書案を「入札者に対する指示書」[9]及び指示書書式1-1又は1-2に基づき作成すること。

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、「入札者に対する指示書」[9]を参照のこと。

3-4-4. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

ア 提出期間

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 提出場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。

ウ 提出方法

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

エ 提出書類

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

ただし、経常建設共同企業体で申請する場合は、「経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書」の写しを併せて提出すること。

(2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[9](2)を参照のこと。

(3) NEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（工事）」審査申請書の作成及び提出

《【要注意】「3-4-1.競争参加資格」の(2)の者のみ必要》

作成方法：NEXCO東日本ホームページ『令和5・6年度競争参加資格審査のご案内【工事】』参照

(<https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/r5r62.html>)

提出期限：以下の提出場所に確認すること。

提出場所：NEXCO東日本 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

(電話番号) 03-3506-0214

(Mail) shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp

提出方法：事前に一度電話連絡の上、原則として、電子メールでの申請受付

※ 電子メールの件名に「緊急認定」と記載すること。

3-4-5. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知 「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと

なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において競争参加資格停止措置を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

ア 受付期限

- ・確認結果通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内。
- イ 受付場所
- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。
- ウ 提出方法
- ・契約責任者に対し、説明請求者の氏名及び住所、対象となる契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面（様式は自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。
- エ 回答方法
- ・説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則5日以内（休日を含まない。）に書面にて行う。

(3) その他、競争参加資格の確認にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[10]及び[11]を参照のこと。

3-4-6. 電子入札システムにおける「入札指名通知書」の発行(電子入札システム利用者登録済の者)

競争参加資格があると認めた者のうち、「3-4-2.競争参加に必要な条件」(1)に示す競争参加資格確認結果通知においてNEXCO 東日本電子入札システム利用者登録済の者に対しては、以降の手続きを電子入札システム上で行えるよう、競争参加資格確認結果通知（書面による通知）と合わせて、電子入札システムにおいて便宜上「入札指名通知書」を発行するため確認すること。

なお、電子入札システムにおいて、当該入札指名通知書に係る「受領確認書の提出」は不要とする。

3-4-7. その他留意事項

特定JVを構成して工事の入札に参加する場合は、その構成員は単体で入札に参加することは認められないものとする。

3-5 競争参加資格（指名取消し事由）に関する事項【指名者・競争参加希望者共通事項】

3-5-1. 設計業者等の受注者等との資本又は人事面の関係

指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、以下(2)に示す工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。（指名取消し事由の場合は「関連がある者であること」と読み替える）。

(1) 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のア又はイに該当する者である。

- ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- イ 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

(2) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す設計業務等の受注者

3-5-2. 施工管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係

指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、以下(2)に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと（指名取消し事由の場合は「関与した者であること」に読み替える）、又は現に以下(2)に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（指名取消し事由の場合は「関連がある者であること」に読み替える）。

(1) 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のア又はイに該当する者である。

- ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- イ 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

(2) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す施工管理業務の受注者

3-5-3. 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係

指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者との間に、指名者、競争参加希望者に関わらず以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、「入札者に対する指示書」1.[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ア 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)～4)までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-5-4. 競争参加資格に関する留意事項

工事の受注者、工事の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工管理業務」を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の(1)又は(2)に該当する者である。

- (1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- (2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

3-6 入札・開札・落札者の決定に関する事項【指名者・競争参加希望者共通】

3-6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

ア 入札書	「入札者に対する指示書」[12]を参照のこと。
イ [土木工事の場合] 単価表 [施設工事の場合] 工事費内訳書	「入札者に対する指示書」[13]を参照のこと。 ※使用する様式は、配布した金抜設計書とする。
ウ 総合評定値通知書（経審）の写し	「入札者に対する指示書」[14]を参照のこと。

	※特定JV又は経常JVで参加する場合は、全ての構成員全ての構成員における総合評定値通知書（経審）の写しを提出すること。
[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」で入札ボンド「有」の場合] 工 入札ボンド	「入札者に対する指示書」[15]を参照のこと。
[見積活用方式で諸経費を見積対象とした場合] オ 諸経費の内訳が分かる資料	見積活用方式において諸経費を見積対象項目とした場合は、諸経費の内訳を提出すること。諸経費の内訳が未提出又は記載不備の入札は無効とする。
[総合評価落札方式（高度技術提案型）で技術提案により発注図書に無い単価項目が必要となった場合] カ 高度技術提案に係る費用の内訳書	(1) 参考見積書及び入札時に提出する単価表において、技術提案により不要となった単価項目については、単価、金額ともに記載しないものとする。 (2) 参考見積書及び入札時に提出する単価表において、技術提案により数量の増減が生じる単価項目については、単価、金額ともに記載しないものとし、必要となった全ての費用は単価項目「高度技術提案に係る費用」へ計上するものとする。 (3) 参考見積書及び入札時に提出する単価表において、技術提案により発注図書にない単価項目が必要となった場合には、必要となった全ての費用を単価項目「高度技術提案に係る費用」へ計上するものとする。この場合、訂正参考見積書及び入札時に提出する単価表の添付資料として、技術提案により新たに必要となった全ての単価項目名称、数量、単価、金額を記載した内訳書を提出するものとする。

3-6-2. 入札及び開札

(1) 入札書の提出

提出期限：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

提出場所：「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

提出方法：ア 以下のイ以外の者（指名者・競争参加希望者共通）……電子入札システム

イ 次のいずれかに該当する者……書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）

(ア) 指名者のうち、「入札公告（説明書）」に示す指名通知の日においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録未了の者

(イ) NEXCO東日本に対して競争参加資格確認申請をし、契約責任者から競争参加資格があると認められた競争参加希望者のうち、「3-4-2.競争参加に必要な条件」(1)に示す競争参加資

格確認結果通知日においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録未了の者。
なお、提出後はいかなる理由があろうとも差替え、変更、取下げには一切応じないため、提出の際に
は不足・不備・不整合等ないよう十分確認の上、提出すること。

(2) 開札

開札日時：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

開札場所：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

〔郵送入札の場合〕

(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて

開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。

ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合においては、再度入札は辞退したものとみなす。

(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」「5.入札及び開札」を参照すること。

(5) 単価表（施設工事の場合は「工事費内訳書」と読み替える）の提出及び確認

当初の入札に際し、当初の入札書に記載の入札金額に対応する単価表の提出を求める。

なお、入札時に単価表の提出のない者又は単価表確認の結果、契約責任者から適正な見積がなされていないと認められた者がした入札は無効とする。

単価表の作成方法については、「入札者に対する指示書」[13]を参照のこと。なお、使用する様式はNEXCO東日本が配布した金抜設計書とする。

3-6-3. 入札の辞退

入札者は、入札書を提出する前において、自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができる。入札書提出期限の日までに入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなすため、「辞退書」の提出は不要である。なお、NEXCO東日本では、入札を辞退した入札者に対し、その辞退を理由として、別の工事等にかかる入札手続への参加について不利益な取扱いをすることはない。

3-6-4. 落札者の決定

落札者の決定方法については、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」を参照のこと。

3-7 落札者の決定にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[21]を参照のこと。その他

3-7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

3-7-2. 質問の受付

(1) 競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

ア 受付期間：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 受付場所：「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。

ウ 受付方法：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 上記(1)により受けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

ア 回答日：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 回答方法：NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「備考」）に掲載する。

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

3-7-3. 入札の無効

「入札者に対する指示書」[27]に該当する入札は無効とする。

3-7-4. 支払条件

(1) 前金払

- 前金払の有無については、「入札公告（説明書）」に示す支払条件を参照のこと。
- 「有」の場合は請負契約書第 35 条 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。
- なお、工期が 1 年未満でかつ複数年度にわたる工事の場合については、請負契約書第 41 条 3 項に基づき前払金の請求をすることができる。

(2) 部分払

- 請負契約書第 38 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。
- 部分払の有無については、「入札公告（説明書）」に示す支払条件を参照のこと。

3-7-5. 火災保険等の付保

[本書 1-2 に示す土木工事等の場合]

- 土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

[本書 1-2 に示す施設工事の場合]

- 施設工事共通仕様書「1.51.1 保険の付保」に定めるとおりとする。

[上記の工事種別に関係なく交通規制を行う場合（※交通規制内の作業を行わない場合は保険対象外）]

- 特記仕様書に定めるとおりとする。

3-7-6. 単品スライド条項の適用

請負契約書第 26 条 5 項（単品スライド）及び同条 6 項（インフレスライド）について適用する。

3-7-7. 苦情申立て

入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。また、苦情の申立てに係る手続きは、「入札・契約の過程にかかる苦情処理要領」に定めるところによる。

3-7-8. 契約後の技術評価項目の取扱い

[総合評価落札方式（技術提案評価型・高度技術提案型の場合）は、以下(1)～(6)を参照]

- (1) 工事の受注者は、技術提案書の採否の確認等の確認結果通知において、提案した内容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法をNEXCO東日本と協議を行うこと。
- (2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。
ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が技術提案書の採否の確認等で採用された技術提案（以下「採用された技術提案」という。）を下回らないと認められた場合は、この限りではない。
なお、変更された提案内容を採用する場合、以下の事項は適用しない。
ア 土木工事共通仕様書「1-66 VE提案に関する事項」
イ 施設工事共通仕様書「第1章第64節 VE提案に関する事項」
- (3) 工事中において採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、工事請負契約書第18条や19条等NEXCO東日本の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。
- (4) 採用された技術提案より、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。
- (5) NEXCO東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となつた場合は、本工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。
- (6) 採用された技術提案の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大10点）。
また、請負契約書第26条の2項に基づき未履行額を請求する。

[総合評価落札方式（工事実績評価型（実績Ⅰ型・実績Ⅱ型・実績Ⅲ型（地域活用型））の場合は、以下(7)を参照）]

- (7) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す技術評価項目の内容について、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大10点）。
また、請負契約書第26条の2に基づき未履行額を請求する。

3-7-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号) に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」(平成 28 年 5 月 31 日付、国土建第 119 号) に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付を受けていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

3-7-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 工事の受注者、工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、工事の下請負人、工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことはできない。
なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者である。
 - ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - イ 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

3-7-11. 設計業務成果品等の貸与

[電子貸与に付す資料がある場合は、以下(1)～(7)を参照]

- (1) 「入札者に対する指示書」[7] ②③に定める、閲覧の方法による資料の提示に代え、NEXCO 東日本が認める範囲で本工事に係わる設計業務成果品等を格納した DVD-R（以下「貸与用電子媒体」という。）を、競争参加希望者に対し貸与する。
- (2) 被貸与可能者
上記「3-3-1.指名基準」又は「3-4-1.競争参加資格」に該当する者で「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を提出した競争参加希望者であること。
- (3) 貸与方法等
「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- (4) 借用申込期限：競争参加資格確認申請書の提出期限の前営業日の 16 時まで。
- (5) 返却期限
ア 競争参加資格確認申請書未提出の場合：競争参加資格確認申請書提出期限日から 1 週間以内

イ 競争参加資格無しと通知された場合	: 競争参加資格確認結果通知日から 1 週間以内
ウ 入札を辞退した場合	: すみやかに返却するものとし、入札書提出期限日から 1 週間以内
エ 入札に参加した場合	: 入札書提出期限日から 1 週間以内

(6) 返却方法等

「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署に書留郵便等の方法により、「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」とともに返却すること。

（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）

(7) その他

ア 貸与用電子媒体は本工事に係る競争参加資格確認申請書、技術資料及び入札書作成以外の目的に使用してはならない。

イ 貸与用電子媒体は通常の用法をもって使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

ウ 貸与用電子媒体の情報の複製、紛失、改造及び現状変更並びに第三者への譲渡、転貸及び情報提供を行ってはならない。

エ 本工事の入札公告に関する質問を除き、貸与用電子媒体に関する NEXCO 東日本への質問等は行わない。また、本工事に係る設計業務等の請負者等への問合せは行わない。

オ NEXCO 東日本が返却期限前に貸与用電子媒体の返却を求めた場合は、上記(5)により速やかにこれに応じなければならない。

第4編 調査等編【一般競争入札・条件付一般競争入札・（簡易）公募型プロポーザル方式】

4-1 基本事項

4-1-1. 業種区分

業種区分の一覧を別表 1-2 に示す。

4-2 契約図書

4-2-1. 契約図書

(1) 契約図書は次のとおりとする。

なお、競争参加希望者及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

ア 入札公告（説明書）	入札公告（説明書） https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
イ 共通入札公告	本書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/
ウ 標準契約書案	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【調査等請負契約書】を使用すること
エ 入札者に対する指示書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 「入札公告（説明書）」に示す「入札方法」に該当する指示書を使用すること
オ 共通仕様書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【特記仕様書に記載の共通仕様書】を使用すること
カ 特記仕様書	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ [郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
キ その他契約（発注用）図面等	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ [郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
ク 金抜設計書	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ [郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

[（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合] ケ 競争参加資格確認申請書	「入札公告（説明書）」の別添様式のとおり
[（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合] コ 入札書	[電子入札の場合]電子入札システムの様式のとおり [郵送入札の場合]上記工「入札者に対する指示書」の様式1のとおり
[（簡易）公募型プロポーザル方式の場合] サ 参加表明書	「入札公告（説明書）」の別添様式のとおり
[（簡易）公募型プロポーザル方式の場合] シ 技術提案書	「入札公告（説明書）」の別添様式のとおり
[（簡易）公募型プロポーザル方式の場合] ス 見積書	[電子入札の場合]電子入札システムの様式のとおり [郵送入札の場合]上記工「入札者に対する指示書」様式1のとおり

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページ又は電子入札システムにログインした上でそれぞれダウンロードして取得すること。
 ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-ROM 配布等）により交付するので、「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署へその旨申し出ること。

(3) 契約図書の交付期間は、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」に示すものとする。

4-3 調達手続に参加するための条件等

4-3-1. 競争参加資格

入札者は、次に示す事項及び「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す事項を全て満たし、「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が、競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合は、以下 4-3-2.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。
 （簡易）公募型プロポーザル方式の場合は、以下 4-3-5.に示す「参加表明書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（「入札者に対する指示書」[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。

- (2) 開札時において、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式の場合は、「開札時において」を「技術提案書の提出期間の最終日において」に読み替える。※開札日が令和7年3月31日以降の案件は、「開札時において」又は「技術提案書の提出期間の最終日において」を「令和7年3月31日までに」に読み替える）、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す「業種区分」に係るNEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（調査等）」を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において競争参加資格停止措置を受けていないこと（NEXCO東日本が「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
なお、契約担当部署が所属する地域については、別表5を参照のこと。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に同種業務の実績の記載がある場合は、以下(5)を参照]

- (5) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す同種業務の施行について、以下に示す条件を満たすこと。
・「競争参加資格要件等一覧表」に示す時期以降に、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す同種業務の実績を有すること。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に配置予定の技術者の基準の記載がある場合は、以下(6)を参照]

- (6) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す基準を満たす技術者を、当該業務に配置できる者であること。
なお、外国資格を有する技術者（日本国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、あらかじめ以下に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、以下4-3-5.に示す参加表明書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも同表明書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、以下4-3-9.に示す技術提案書の提出期間の最終日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に施工管理業務の受注者の記載がある場合は、(7)を参照]

- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に以下に示す施工管理業

務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

ア 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

イ 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

(8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、「入札者に対する指示書」1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア)子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

(イ)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a)会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
b)会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c)会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

d)会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことされている社員を除く。）

- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)～4)までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人
ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) その他、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」の「競争参加資格要件」に記載する条件を満たすこと。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合は、以下4-3-2.～4-3-4.を参照]

4-3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を作成しなければならない。また、作成にあたっては、契約図書の定めに従うこと。

ア 競争参加資格確認申請書

- ・ 必要事項を記載のうえ記名すること。
- ・ その他補足事項については、「入札者に対する指示書」[9](3)①を参照のこと。

イ その他

- ・「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」で企業の同種業務の実績や配置予定管理技術者の同種業務の経験等を求めた場合は、配布する各様式を参照の上、必要事項を記載すること。
- ・ 記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。

4-3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

ア 提出期間

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 提出場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

ウ 提出方法

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

エ 提出書類

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

- (2) 競争参加希望者は、申請書にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[9](2)を参照のこと。

4-3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において競争参加資格停止措置を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

ア 受付期限

- ・確認結果通知日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内。

イ 受付場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

ウ 提出方法

- ・契約責任者に対し、説明請求者の氏名及び住所、対象となる契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面（様式は自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。

エ 回答方法

- ・説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則 5 日以内（休日を含まない。）に書面にて行う。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[10]及び[11]を参照のこと。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式の場合は、以下 4-3-5.～4-3-11.を参照]

4-3-5. 参加表明書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す「参加表明書（以下「表明書」という。）」を作成しなければならない。

また、作成にあたっては、契約図書の定めに従うこと。

ア 参加表明書

- ・必要事項を記載のうえ記名すること。
- ・その他補足事項については、「入札者に対する指示書」[9][3]①を参照のこと。

イ その他

- ・「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」で企業の同種業務の実績や配置予定管理技術者の同種業務の経験等を求めた場合は、配布する各様式を参照の上、必要事項を記載すること。
- ・記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。

4-3-6. 参加表明書の提出

(1) 競争参加希望者は、競争入札に参加するため、次に示すとおり参加表明を行わなければならない。

ア 提出期間

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 提出場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

ウ 提出方法

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

エ 提出書類

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 競争参加希望者は、参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記「4-3-5. 参加表明書の作成」に係る留意事項のほか「入札者に対する指示書」[9](2)を参照のこと。

4-3-7. 技術提案書の提出者の選定

(1) 契約責任者は、競争参加希望者から提出された表明書に基づき、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す技術提案書の提出者の選定に関する評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の提出者を3者選定（以下「選定者」という。）し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が3者を越えて存在する場合はこの限りではない。

なお、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の提出要請、及び非選定通知予定日については、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 上記(1)に示す非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める（以下「説明請求」という。）ことができる。

なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

ア 受付期限

- ・非選定通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内。

イ 受付場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

ウ 提出方法

- ・契約責任者に対し、説明請求者の氏名及び住所、対象となる契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面（様式は自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。

エ 回答方法

- ・説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則5日以内（休日を含まない。）に書面にて行う。

4-3-8. 技術提案書の作成

上記「4-3-7. 技術提案書の提出者の選定」に示す通知による選定者については、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。

なお、作成にあたっては、契約図書の定めに従うこと。

(1) 技術提案書

- ・必要事項を全て記載の上、提出すること。
- ・技術提案書に関する問合せのため、担当窓口の連絡先を記載すること。
- ・提出年月日の記載がない場合は受理しない。

(2) その他

- ・「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す業務への取組み姿勢や特定テーマに対する技術提案等については、配布する各様式を参照の上、必要事項を記載すること。
- ・記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。

4-3-9. 技術提案書の提出

選定者は、上記「4-3-8.技術提案書の作成」で作成した技術提案書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

(1) 提出期間

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 提出場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

(3) 提出方法

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと電子メール又は書留郵便等に限る。（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。書留郵便等による提出の際の記載漏れ等の不備がある場合は特定しない。）

(4) 提出書類

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

4-3-10. 技術提案書に対するヒアリング

(1) 技術提案書の提出後、選定者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

ア 実施期間

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと
※ヒアリングの詳細日時は別途協議のうえ、決定する。

イ 実施場所

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

ウ 出席者

- ・配置予定管理技術者を必ず含め、必要に応じて、資料の説明が可能な者も出席すること。

エ ヒアリング内容

- ・業務実施体制
- ・業務の取組み姿勢（業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他）

[設計業務の場合]

- ・照査体制

[総合評価型の場合]

- ・特定テーマに対する技術提案（特定テーマ間の整合性、的確性、実現性、独創性）

- (2) 技術提案書は、ヒアリング時の質問に対する応答性も包含して評価する。
- (3) 上記(1)ウに示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、技術提案書に記載された内容のうち、確認ができない事項については評価しない。
- (4) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・パース等）を持込んでの説明及び追加資料の受領はしない。

4-3-11. 技術提案書の特定

- (1) 契約責任者は、上記「4-3-9.技術提案書の提出」に基づき提出された技術提案書に基づき、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す技術提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の特定及び見積者（以下「特定者」という。）として、その結果について通知する。
※技術提案書の特定及び非特定通知予定日については、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- (2) 上記(1)で非特定通知を受けた者は、契約責任者に対して非特定理由について説明請求することができる。
なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。
- ア 受付期限
・非特定通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内。
- イ 受付場所
・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署
- ウ 提出方法
・契約責任者に対し、説明請求者の氏名及び住所、対象となる契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面（様式は自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。
- エ 回答方法
・説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則5日以内（休日を含まない。）に書面にて行う。
- (3) 特定者は、当該技術提案書の内容を尊重し反映した特記仕様書を作成するために、技術提案内容の正確な理解のため契約責任者が必要と判断し、技術提案書に関するヒアリング又は意見交換を申し入れた場合は、これに応じるものとする。

[一括審査方式の場合は、上記(1)～(3)に加え、以下(4)～(7)を参照]

- (4) 対象業務の特定手続きは、入札公告（説明書）に示す順番で行い、二番目以降の特定手続きは、当該業務の前に特定手続きを行う業務の特定者の決定後又は不成立の確定後に行う。

(5) 特定手続きにおいては、上記「3-7-9.技術提案書の提出」に示す選定者のうち、技術評価点が最も高い者（以下「最高評価者」という。）を特定者とする。ただし、二番目以降に特定手続きを行う業務の場合は、最高評価者が、既に他の業務の特定者である場合に限り、当該最高評価者に対し、技術者の配置等の業務実施体制確保の可否について書面により確認を行い、可能であることが確認できた場合に当該最高評価者を特定者として順次決定する。

(6) 上記(5)の可否確認の結果、技術者の配置等の業務実施体制確保が不可能であった場合は、当該業務及び当該業務の後に特定手続きを行う業務への競争参加を辞退したものとして取扱うこととした上で、技術評価点の次順位者に対して同様の手続きを行うこととし、以後同様とする。

(7) 上記(6)により辞退したものとして取扱う場合において、当該者に対しては、辞退扱い以外の不利益措置は講じない。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合は、以下 4-4 を参照]

4-4 入札・開札・落札者の決定

4-4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

ア 入札書	「入札者に対する指示書」[12]を参照のこと
イ 内訳明細書 [見積活用方式の場合]	4-2-1. (1) クに示す金抜設計書をもとに、表題を「内訳明細書」として作成すること。内訳明細書未提出者又は記載不備の入札は無効とする。

4-4-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

(1) 入札書の提出期限

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 入札書の提出場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。

(3) 入札書の提出方法

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(4) 開札執行日時

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(5) 開札執行場所

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

4-4-3. 入札の辞退

入札者は、入札書を提出する前において、自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができる。入札書提出期限の日までに入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなすため、「辞退書」の提出は不要である。

なお、NEXCO東日本では、入札を辞退した入札者に対し、その辞退を理由として、別の工事等にかかる入札手続への参加について不利益な取扱いをすることはない。

4-4-4. 落札者の決定

落札者の決定方法については、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」を参照のこと。

落札者の決定にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[18]を参照のこと。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式の場合は、以下 4-5 を参照]

4-5 見積合わせ

4-5-1. 見積に必要な書類の作成等

特定者は、次に示すとおり、見積に必要な書類を作成又は準備しなければならない。

- ・「見積書」：「入札者に対する指示書」[12]を参照のこと。

4-5-2. 見積合わせ

(1) 見積書の提出及び執行については、別途定めて通知する。

(2) 特定者は、見積にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」「5.入札及び開札」を参照のこと。

4-5-3. 契約相手方の決定

(1) 契約責任者は、見積執行の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積価格である場合に、契約の相手方として決定する。

(2) 特定者は、契約の相手方の決定にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[18]を参照のこと。

4-6 その他

4-6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

4-6-2. 質問の受付

(1) 競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

ア 受付期間：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 受付場所：「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。

ウ 受付方法：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 上記（1）により受けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

ア 回答日：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 回答方法：NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「備考」）に掲載する。

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合は、以下 4-6-3.を参照]

4-6-3. 入札の無効

「入札者に対する指示書」[23]に該当する入札は無効とする。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式の場合は、以下 4-6-4.を参照]

4-6-4. 見積の無効

「入札者に対する指示書」[23]に該当する見積は無効とする。

4-6-5. 支払条件

(1) 前金払

・前金払の有無については、「入札公告（説明書）」に示す支払条件を参照のこと。

「有」の場合は請負契約書第 35 条 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。

4-6-6. 苦情申立て

[一般競争入札（WTO 政府調達協定適用）の場合は、以下(1)を参照]

(1) 入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

[一般競争入札（WTO 政府調達協定適用）以外の場合は、以下(2)を参照]

- (2) 入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。また、苦情の申立てに係る手続きは、「入札・契約の過程にかかる苦情処理要領」に定めるところによる。

4-6-7. 契約後における留意事項

「入札公告（説明書）」に示す業務（以下「本業務」という。）の受注者となった場合、次のとおり、受注することができなくなる他の業務がある。

- (1) 本業務の受注者、本業務の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し、又は工事を受注することができない。
「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
イ 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。
- (2) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工管理業務の入札に参加し、又は施工管理業務を受注することができない。
「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
イ 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

4-6-8. 競争参加資格に関する留意事項

[設計業務の場合で建設工事の発注がある場合は、以下(1)を参照]

- (1) 業務の受注者、業務の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、業務にかかる工事の入札に参加し又は建設工事を請負うことができない。
「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
イ 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。
- (2) 業務の受注者、業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、業務の下請負人、業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工管理業務の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことができない。
「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

- イ 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

[「入札公告（説明書）に示す「設計業務成果品等の貸与」が「有」の場合は、以下 4-6-9.を参照】

4-6-9. 設計業務成果品等の貸与

(1) NEXCO 東日本が認める範囲で本業務に係わる設計業務成果品等を格納した DVD-R（以下「貸与用電子媒体」という。）を競争参加希望者に対し貸与する。

(2) 被貸与可能者

上記「4-3-1.競争参加資格」に該当する者で「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を提出した競争参加希望者であること。

(3) 貸与方法等

「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(4) 借用申込期限：参加表明書の提出期限の前営業日の 16 時まで。

(5) 返却期限

ア 参加表明書未提出の場合	：参加表明書提出期限日から 1 週間以内
イ 非選定通知を受けた場合	：非選定通知日から 1 週間以内
ウ 選定通知を受けたが手続きを辞退した場合	：すみやかに返却するものとし、技術提案書提出期限日から 1 週間以内
エ 非特定通知を受けた場合	：非特定通知日から 1 週間以内
オ 入札（見積）を辞退した場合	：すみやかに返却するものとし、上記 4-4-2.(1)に示す入札書提出期限日又は 4-5-2.(1)に示す見積書提出期限日から 1 週間以内
カ 入札（見積）に参加した場合	：上記 4-4-2.(1)に示す入札書提出期限日又は 4-5-2.(1)に示す見積書提出期限日から 1 週間以内

(6) 返却方法等

「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署に持参又は書留郵便等の方法により、「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」とともに返却すること。（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）

(7) その他

ア 貸与用電子媒体は本業務に係る参加表明書、技術提案書及び見積書作成以外の目的に使用してはならない。
イ 貸与用電子媒体は通常の用法をもって使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
ウ 貸与用電子媒体の情報の複製、紛失、改造及び現状変更並びに第三者への譲渡、転貸及び情報提供を行ってはならない。

- 工 本業務の入札公告に関する質問を除き、貸与用電子媒体に関する NEXCO 東日本への質問等は行わない。また、本業務に係る設計業務等の請負者等への問合せは行わない。
- オ NEXCO 東日本が返却期限前に貸与用電子媒体の返却を求めた場合は、上記（6）により速やかにこれに応じなければならない。

第5編 調査等編【条件付一般競争入札（指名併用型）】

5-1 基本事項

5-1-1. 業種区分

業種区分の一覧を別表 1-2 に示す。

5-2 契約図書

5-2-1. 契約図書

(1) 契約図書は次のとおりとする。

なお、競争参加希望者及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

ア 入札公告（説明書）	入札公告（説明書） https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
イ 共通入札公告	本書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/
ウ 標準契約書案	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【調査等請負契約書】を使用すること
エ 入札者に対する指示書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 「入札公告（説明書）」に示す「入札方法」に該当する指示書を使用すること
オ 共通仕様書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【特記仕様書に記載の共通仕様書】を使用すること
カ 特記仕様書	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ [郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
キ その他契約（発注用）図面等	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ [郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
ク 金抜設計書	[電子入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ [郵送入札の場合] https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
ケ 競争参加資格確認申請書	「入札公告（説明書）」の別添様式のとおり
コ 入札書	[電子入札の場合] 電子入札システムの様式のとおり [郵送入札の場合] 上記エ「入札者に対する指示書」の様式 1 のとおり

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページ又は電子入札システムにログインした上でそれぞれダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-ROM 配布等）により交付するので、「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署へその旨申し出ること。
- (3) 契約図書の交付期間は、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」に示すものとする。

5-3 指名通知に関する事項

5-3-1. 指名基準

- (1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年度細則第16号）」第6条（「入札者に対する指示書」「[2]競争参加不適格者について」を参照のこと。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名通知の日において、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す業種区分にかかるNEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（調査等）」を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO 東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けていること。
- (4) 指名通知の日において、NEXCO東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」に基づき、「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において競争参加資格停止措置を受けていないこと。
※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に施工管理業務の受注者の記載がある場合は、以下(5)を参照]

- (5) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す監督を担当する部署の施工管理業務の受注者として、工事の発注に関与した者でないこと、又は「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す施工管理業務の受注者でないこと。
(注) 指名は、「5-5-2.入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係」に関わらず行っているため、指名者であっても、入札に参加しようとする者の間に上記関係がある場合は、競争参加は認められないで注意すること。
- (6) その他、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」の「競争参加資格要件」に記載する条件を満たすこと。

5-3-2. 指名通知の方法（電子入札システム利用者登録済の者）

「5-3-1.指名基準」を全て満たす者（指名者）のうち、「入札公告（説明書）」に示す指名通知の日においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録済みの者に対しては、電子入札システムにおいて「入札指名通知書」を発行するため確認すること。

なお、電子入札システムにおいて、当該入札指名通知書に係る「受領確認書の提出」は不要とする。

5-3-3. 指名通知の方法（電子入札システム利用者登録未了の者）

「5-3-1.指名基準」を全て満たす者（指名者）のうち、「入札公告（説明書）」に示す指名通知の日においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録未了の者に対しては、書面により「入札指名通知書」を発行するため確認すること。

5-3-4. 指名取消し事由

指名者は、次の「指名取消し事由」に該当する場合には、その旨を届け出ること。

[指名取消し事由]

- (1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人であること。
- (2) 「5-5-1.」から「5-5-3.」に示す「指名取消し事由」に該当する法人であること。

5-3-5. 指名者の承諾事項

指名者は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条第4項第六号に関し、当該排除要請等の対象法人ではないことを承諾の上で入札に参加すること。

5-4 競争参加に関する事項

5-4-1. 競争参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者は、「入札公告（説明書）」に示す競争入札に参加することができる。なお、「5-3-1.指名基準」に記載の「指名通知の日」については、「審査基準日（「5-4-3.競争参加に必要な手続」(1)に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日をいう。以下同じ。）」に読み替えるものとする。

- (1) NEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（調査等）」の有資格者のうち「5-3-1.指名基準」の(1)から(6)を満たす者。
- (2) NEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（調査等）」の無資格者のうち「5-3-1.指名基準」の(1)及び(4)から(6)を満たす者。

5-4-2. 競争参加に必要な条件

- (1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。《5-4-1.(1),(2)の者ともに必要》

なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において競争参加資格停止措置を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の

入札手続きには参加することができない。

競争参加資格確認結果通知については、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

- (2) 開札執行の日において、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す業種区分にかかるNEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（調査等）」を有していること。《5-4-1.(2)の者のみ必要》

5-4-3. 競争参加資格確認申請書の作成 ※指名者は作成不要

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を作成しなければならない。また、作成にあたっては、契約図書の定めに従うこと。

ア 競争参加資格確認申請書

- ・必要事項を記載のうえ記名すること。
- ・その他補足事項については、「入札者に対する指示書」[9](3)①を参照のこと。

イ その他

- ・「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」で企業の同種業務の実績や配置予定管理技術者の同種業務の経験等を求めた場合は、配布する各様式を参照の上、必要事項を記載すること。
- ・記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。

5-4-4. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならぬ。

ア 提出期間

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 提出場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

ウ 提出方法

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

エ 提出書類

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

- (2) 競争参加希望者は、申請書にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[9](2)を参照のこと。

- (3) NEXCO東日本の「令和5・6年度競争参加資格（調査等）」審査申請書の作成及び提出

《【要注意】「5-4-1.競争参加資格」の(2)の者のみ必要》

作成方法：NEXCO東日本ホームページ『令和5・6年度競争参加資格審査のご案内【工事】』参照

(<https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/r5r62.html>)

提出期限：以下の提出場所に確認すること。

提出場所：NEXCO東日本 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

(電話番号) 03-3506-0214

(Mail) shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp

提出方法：事前に一度電話連絡の上、原則として、電子メールでの申請受付

※ 電子メールの件名に「緊急認定」と記載すること。

5-4-5. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。
- ※確認結果通知「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において競争参加資格停止措置を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。
- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。
- なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。
- ア 受付期限
- ・ 確認結果通知日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日 10 時から 16 時まで。
- イ 受付場所
- ・ 「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。
- ウ 提出方法
- ・ 契約責任者に対し、説明請求者の氏名及び住所、対象となる契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面（様式は自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。
- エ 回答方法
- ・ 説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則 5 日以内（休日を含まない。）に書面にて行う。
- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[10]及び[11]を参照のこと。

5-4-6. 電子入札システムにおける「入札指名通知書」の発行(電子入札システム利用者登録済の者)

競争参加資格があると認めた者のうち、「5-4-2. 競争参加に必要な条件」(1) に示す競争参加資格確認結果通知日においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録済の者に対しては、以降の手続きを電子入札システム上で行えるよう、競争参加資格確認結果通知（書面による通知）と合わせて、電子入札システムにおいて便宜上「入札指名通知書」を発行するため確認すること。

なお、電子入札システムにおいて、当該入札指名通知書に係る「受領確認書の提出」は不要とする。

5-5 競争参加資格（指名取消し事由）に関する事項【指名者・競争参加希望者共通事項】

5-5-1. 施工管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係

指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、以下(2)に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、調査等の発注に関

与した者でないこと（指名取消し事由の場合は「関与した者であること」に読み替える）、又は現に以下(2)に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（指名取消し事由の場合は「関連がある者であること」に読み替える）。

(1) 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のア又はイに該当する者である。

- ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- イ 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

(2) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す施工管理業務の受注者

5-5-2. 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係

指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に、指名者、競争参加希望者に関わらず以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、「入札者に対する指示書」1.[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合。

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされてい

る取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員
(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)～4)までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5-5-3. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 業務の受注者、業務の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、業務の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工管理業務」を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者である。

- ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- イ 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

(2) 業務の受注者、業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、業務の下請負人、業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、「入札公告（説明書）」に示す業務（以下「本業務」という。）の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことができない。「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者である。

- ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- イ 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

5-6 入札・開札・落札者の決定に関する事項【指名者・競争参加希望者共通】

5-6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

ア 入札書

「入札者に対する指示書」[12]を参照のこと

[見積活用方式の場合]

イ 内訳明細書

5-2-1. (1) クに示す金抜設計書をもとに、表題を「内訳明細書」として作成すること。内訳明細書未提出者又は記載不備の入札は無効とする。

5-6-2. 入札及び開札

(1) 入札書の提出

提出期限：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

提出場所：「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

提出方法：ア 以下のイ以外の者……（指名者・競争参加希望者共通） 電子入札システム

イ 次のいずれかに該当する者……書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）

- ・ 指名者のうち、「入札公告（説明書）」に示す指名通知の日においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録未了の者。
- ・ NEXCO東日本に対して競争参加資格確認申請をし、契約責任者から競争参加資格があると認められた競争参加希望者の中、「5-4-2. 競争参加に必要な条件」(1)に示す競争参加資格確認結果通知日においてNEXCO東日本電子入札システム利用者登録未了の者。

なお、提出後はいかなる理由があろうとも差替え、変更、取下げには一切応じないため、提出の際には不足・不備・不整合等ないよう十分確認の上、提出すること。

(2) 開札

開札日時：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

開札場所：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

[郵送入札の場合]

(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて

開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合においては、再度入札は辞退したものとみなす。

(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」「5. 入札及び開札」を参照すること。

5-6-3. 入札の辞退

入札者は、入札書を提出する前において、自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができる。入札書提出期限の日までに入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなすため、「辞退書」の提出は不要である。

なお、NEXCO東日本では、入札を辞退した入札者に対し、その辞退を理由として、別の工事等にかかる入札手続への参加について不利益な取扱いをすることはない。

5-6-4. 落札者の決定

落札者の決定方法については、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」を参照のこと。

5-7 落札者の決定にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[18]を参照のこと。その他

5-7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及びに日本国通貨に限る。

5-7-2. 質問の受付

(1) 競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ア 受付期間：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- イ 受付場所：「入札公告（説明書）」のに示す契約担当部署を参照のこと。
- ウ 受付方法：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 上記（1）により受けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ア 回答日：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- イ 回答方法：NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「備考」）に掲載する。

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

5-7-3. 入札の無効

「入札者に対する指示書」[23]に該当する入札は無効とする。

5-7-4. 支払条件

(1) 前金払

- ・前金払の有無については、「入札公告（説明書）」に示す支払条件を参照のこと。
「有」の場合は請負契約書第 35 条 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。

5-7-5. 苦情申立て

(1) 入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。また、苦情の申立てに係る手続きは、「入札・契約の過程にかかる苦情処理要領」に定めるところによる。

5-7-6. 契約後における留意事項

「入札公告（説明書）」に示す業務（以下「本業務」という。）の受注者となった場合、次のとおり、受注することができなくなる他の業務がある。

- (1) 本業務の受注者、本業務の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し、又は工事を受注することができない。
「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
イ 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。
- (2) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工管理業務の入札に参加し、又は施工管理業務を受注することができない。
「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
イ 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

5-7-7. 競争参加資格に関する留意事項

[設計業務の場合で建設工事の発注がある場合は、以下(1)を参照]

- (1) 業務の受注者、業務の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、業務にかかる工事の入札に参加し又は建設工事を請負うことができない。
「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
イ 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。
- (2) 業務の受注者、業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、業務の下請負人、業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工管理業務の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことができない。
「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
イ 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

[「入札公告（説明書）」に示す「設計業務成果品等の貸与」が「有」の場合は、以下 5-7-8.を参照]

5-7-8. 設計業務成果品等の貸与

- (1) NEXCO 東日本が認める範囲で本業務に係る設計業務成果品等を格納した DVD-R (以下「貸与用電子媒体」という。) を競争参加希望者に対し貸与する。
- (2) 被貸与可能者
上記「5-3-1.指名基準」又は「5-4-1.競争参加資格」に該当する者で「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を提出した競争参加希望者であること。
- (3) 貸与方法等
「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- (4) 借用申込期限：参加表明書の提出期限の前営業日の 16 時まで。
- (5) 返却期限
 - ア 入札を辞退した場合 : すみやかに返却するものとし、上記 5-6-1.(1)に示す入札書提出期限日から 1 週間以内
 - イ 入札に参加した場合 : 上記 5-6-1.(1)に示す入札書提出期限日から 1 週間以内
- (6) 返却方法等
「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署に持参又は書留郵便等の方法により、「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」とともに返却すること。（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）
- (7) その他
 - ア 貸与用電子媒体は本業務に係る参加表明書、技術提案書及び見積書作成以外の目的に使用してはならない。
 - イ 貸与用電子媒体は通常の用法をもって使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - ウ 貸与用電子媒体の情報の複製、紛失、改造及び現状変更並びに第三者への譲渡、転貸及び情報提供を行ってはならない。
 - エ 本業務の入札公告に関する質問を除き、貸与用電子媒体に関する NEXCO 東日本への質問等は行わない。
また、本業務に係る設計業務等の請負者等への問合せは行わない。
 - オ NEXCO 東日本が返却期限前に貸与用電子媒体の返却を求めた場合は、上記（6）により速やかにこれに応じなければならない。

第6編 物品・役務編【一般競争入札・（簡易）公募型プロポーザル方式】

6-1 契約図書

6-1-1. 契約図書

(1) 契約図書は次のとおりとする。

なお、競争参加希望者及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

ア 入札公告（説明書）	入札公告（説明書） https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
イ 共通入札公告	本書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/
ウ 標準契約書案	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ [物品の場合（単価契約以外）]【購入契約書】を使用すること [物 品 の 場 合 (単 価 契 約)]【購入契約書（単価契約）】を使用すること [役務の場合]【役務契約書】を使用すること [リースの場合]【リース契約書】を使用すること [レンタルの場合]【レンタル契約書】を使用すること ※上記契約書以外を使用する場合は、別途交付する。
エ 入札者に対する指示書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 「入札者に対する指示書【郵送入札】«購買等契約»」を使用すること
オ 仕様書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
カ その他契約関係図書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
キ 金抜設計書または数量表	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
[（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合]	
ク 競争参加資格確認申請書	「入札公告（説明書）」の別添様式のとおり
[（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合]	
ケ 入札書	上記エ「入札者に対する指示書」の様式1 のとおり
[単価表の提出を求める場合]	
コ 単価表	上記キの金抜設計書をもとに、上記エ「入札者に対する指示書」の様式3により作成すること。 なお、金抜設計書の様式と「入札者に対する指示書」の様式3の様式が異なる場合は、金抜設計書により作成すること。
[（簡易）公募型プロポーザル方式の場合]	
サ 参加表明書	「入札公告（説明書）」の別添様式のとおり

[（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合] シ 業務提案書	「入札公告（説明書）」の別添様式のとおり
[（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合] ス 見積書	上記工「入札者に対する指示書」の様式 1 のとおり

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (3) 契約図書の交付期間は、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」に示すものとする。

6-2 調達手続に参加するための条件等

6-2-1. 競争参加資格

入札者は、次に示す事項及び「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す事項を全て満たし、「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が、競争参加資格があると認めた者とする。

(1) 審査基準日（「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合は、以下 6-2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。（簡易）公募型プロポーザル方式の場合は、以下 6-2-6.に示す「参加表明書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（「入札者に対する指示書」[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。

(2) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において取引停止措置を受けていないこと（NEXCO 東日本が「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において講じた取引停止措置期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。

なお、契約担当部署が所属する地域については、別表 5 を参照のこと。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に競争参加資格要件の記載がある場合は、以下(4)を参照]

(4) 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争参加資格要件を満たすこと。

(5) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、「入札者に対する指示書」1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」のイ(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a)会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b)会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c)会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

d)会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) ~4) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(5) その他、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」の「競争参加資格要件」に記載する条件を満たすこと。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合は、以下6-2-2.～6-2-4.を参照]

6-2-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、「入札公告（説明書）」の契約図書である「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を作成しなければならない。
- ア 競争参加資格確認申請書（「入札公告（説明書）」の別紙）
- ・必要事項を記載のうえ記名すること。
 - ・その他補足事項については、「入札者に対する指示書」[5]及び[6]を参照のこと。
- イ その他
- ・「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」で納入・履行実績等を求めた場合は、配布する各様式を参照の上、必要事項を記載すること。
 - ・記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。

6-2-3. 競争参加資格確認申請

[見積活用方式の場合は、以下(1)～(2)を参照]

- (1) 競争参加希望者は、入札に参加するため、次に示すおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。
- ア 提出期間
- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- イ 提出場所
- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。
- ウ 提出方法
- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- エ 提出書類
- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
なお、「競争参加資格確認申請書」及び添付資料、「参考見積書」を書留郵便で提出する場合は、以下のとおり封かんし、郵送すること。
(ア) 封筒に、「参考見積書」を入れて封かんすること。
(イ) 上記(ア)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載すること。
 - ① 参考見積書在中
 - ② 契約件名
 - ③ 競争参加希望者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）
(ウ) 封筒に、「競争参加資格確認申請書」及び添付資料、上記(イ)で作成した参考見積書を封かんし、封筒を入れて封かんすること。
(イ) 上記(ウ)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載すること。
 - ① 競争参加資格確認申請書類在中
 - ② 契約件名
 - ③ 競争参加希望者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）
- (2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[5]及び[6]を参照のこと。

[見積活用方式ではない場合は、以下(3)～(4)を参照]

(3) 競争参加希望者は、入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

ア 提出期間

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 提出場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。

ウ 提出方法

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

エ 提出書類

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

なお、「競争参加資格確認申請書」を書留郵便で提出する場合は、以下のとおり封かんし、郵送すること。

(ア) 封筒に、「競争参加資格確認申請書」及び添付資料を入れて封かんすること。

(イ) 上記(ア)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載すること。

① 競争参加資格確認申請書在中

② 契約件名

③ 競争参加希望者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

(4) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[5]及び[6]を参照のこと。

6-2-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において取引停止措置を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

ア 受付期限

- ・確認結果通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内。

イ 受付場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署

ウ 提出方法

- ・契約責任者に対し、説明請求者の氏名及び住所、対象となる契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面（様式は自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。

工 回答方法

- 説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則 5 日以内（休日を含まない。）に書面にて行う。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[7]及び[8]を参照のこと。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式の場合は、以下 6-2-5.～6-2-11.を参照]

6-2-5. 参加表明書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す「参加表明書（以下「表明書」という。）」を作成しなければならない。

また、作成にあたっては、契約図書の定めに従うこと。

ア 参加表明書

- 必要事項を記載のうえ記名すること。
- その他補足事項については、「入札者に対する指示書」[6][3]①を参照のこと。

イ その他

- 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」で企業の同種業務の実績等を求めた場合は、配布する各様式を参照の上、必要事項を記載すること。
- 記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。

6-2-6. 参加表明書の提出

(1) 競争参加希望者は、競争入札に参加するため、次に示すとおり参加表明を行わなければならない。

ア 提出期間

- 「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 提出場所

- 「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

ウ 提出方法

- 「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

エ 提出書類

- 「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 競争参加希望者は、参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記「6-2-5. 参加表明書の作成」に係る留意事項のほか「入札者に対する指示書」[6][2]を参照のこと。

6-2-7. 業務提案書の提出者の選定

(1) 契約責任者は、競争参加希望者から提出された表明書に基づき、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す業務提案書の提出者の選定に関する評価基準に基づき評価を行い、業務提案書の提出者を 3 者選定（以下「選定者」という。）し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が 3 者を越えて存在する場合はこの限りではない。

なお、業務提案書の提出者の選定及び業務提案書の提出要請、及び非選定通知予定日については、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 上記(1)に示す非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める（以下「説明請求」という。）ことができる。

なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

ア 受付期限

- ・ 非選定通知日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日 10 時から 16 時まで。

イ 受付場所

- ・ 「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

ウ 提出方法

- ・ 契約責任者に対し、説明請求者の氏名及び住所、対象となる契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面（様式は自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。

エ 回答方法

- ・ 説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則 5 日以内（休日を含まない。）に書面にて行う。

6-2-8. 業務提案書の作成

上記「6-2-7. 業務提案書の提出者の選定」に示す通知による選定者については、次に示す「業務提案書」を作成しなければならない。

なお、作成にあたっては、契約図書等の定めに従うこと。

(1) 業務提案書

- ・ 必要事項を全て記載の上、提出すること。
- ・ 業務提案書に関する問合せのため、担当窓口の連絡先を記載すること。
- ・ 提出年月日の記載がない場合は受理しない。

(2) その他

- ・ 「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す業務への取組み姿勢や特定テーマに対する業務提案等については、配布する各様式を参照の上、必要事項を記載すること。
- ・ 記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。

6-2-9. 業務提案書の提出

選定者は、上記「6-2-8. 業務提案書の作成」で作成した業務提案書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

(1) 提出期間

- ・ 「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 提出場所

- ・ 「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署。

(3) 提出方法

- ・ 「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと電子メール又は書留郵便等に限る。（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照

のこと。受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。書留郵便等による提出の際の記載漏れ等の不備がある場合は特定しない。)

(4) 提出書類

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

6-2-10. 業務提案書に対するヒアリング

(1) 業務提案書の提出後、選定者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

ア 実施期間

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと
※ヒアリングの詳細日時は別途協議のうえ、決定する。

イ 実施場所

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

ウ 出席者

- ・配置予定履行責任者を必ず含め、必要に応じて、資料の説明が可能な者も出席すること。

エ ヒアリング内容

- ・業務実施体制
- ・業務の取組み姿勢（業務の実施方針、実施フロー、その他）

(2) 業務提案書は、ヒアリング時の質問に対する応答性も包含して評価する。

(3) 上記(1)ウに示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、業務提案書に記載された内容のうち、確認できなかった事項については評価しない。

(4) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・パース等）を持込んでの説明及び追加資料の受領はしない。

6-2-11. 業務提案書の特定

(1) 契約責任者は、上記「6-2-9.業務提案書の提出」に基づき提出された業務提案書に基づき、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す業務提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、業務提案書の特定及び見積者（以下「特定者」という。）として、その結果について通知する。
※業務提案書の特定及び非特定通知予定日については、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参考のこと。

(2) 上記(1)で非特定通知を受けた者は、契約責任者に対して非特定理由について説明請求することができる。
なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

ア 受付期限

- ・非特定通知日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日 10 時から 16 時まで

イ 受付場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署

ウ 提出方法

- ・契約責任者に対し、説明請求者の氏名及び住所、対象となる契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面（様式は自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。

エ 回答方法

- ・説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則5日以内（休日を含まない。）に書面にて行う。

- (3) 特定者は、当該業務提案書の内容を尊重し反映した特記仕様書を作成するために、業務提案内容の正確な理解のため契約責任者が必要と判断し、業務提案書に関するヒアリング又は意見交換を申し入れた場合は、これに応じるものとする。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合は、以下6-3を参照]

6-3 入札・開札・落札者の決定

6-3-1. 入札に必要な書類の作成

- ・入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成すること。
 - (1) 入札書：「入札者に対する指示書」[9]を参照のこと。
 - (2) 単価表：「入札者に対する指示書」[10]を参照のこと。

※単価表の提出を求める場合のみ。なお、金抜設計書の様式と「入札者に対する指示書」の様式3の様式が異なる場合は、金抜設計書により作成すること。

6-3-2. 入札に必要な書類の提出

- ・入札者は、6-3-1に定める必要書類を次の手順に従い封筒に入れ封かんし、提出なければならない。

- (1) 封筒に、「入札書」及び「単価表」（単価表の提出を求める場合のみ）を入れて封かんすること。
(2) 上記(1)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載すること。

ア 入札書在中

イ 契約件名

ウ 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

[見積活用方式における訂正参考見積書をあわせて提出する場合は、以下(3)～(4)を参照]

- (3) 上記(2)で作成した封筒とは別の封筒に、上記(2)で作成した「入札書」、「単価表」を封かんした封筒及び「訂正参考見積書」を入れて封かんすること。

- (4) 上記(3)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載すること。

ア 入札書及び訂正参考見積書在中

イ 契約件名

ウ 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

6-3-3. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

(1) 入札書の提出期限

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 入札書の提出場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。

(3) 入札書の提出方法

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(4) 開札執行日時

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(5) 開札執行場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。

6-3-4. 入札の辞退

入札者は、入札書を提出する前において、自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができる。入札書提出期限の日までに入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなすため、「辞退書」の提出は不要である。

なお、NEXCO東日本では、入札を辞退した入札者に対し、その辞退を理由として、別の工事等にかかる入札手続への参加について不利益な取扱いをすることはない。

6-3-5. 落札者の決定

- ・落札者の決定方法については、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」を参照のこと。
- ・落札者の決定にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[16]を参照のこと。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式の場合は、以下 6-4 を参照]

6-4 見積合せ

6-4-1. 見積に必要な書類の作成等

特定者は、次に示すとおり、見積に必要な書類を作成又は準備しなければならない。

- ・「見積書」：「入札者に対する指示書」[9]を参照のこと。

6-4-2. 見積合せ

(1) 見積書の提出及び執行については、別途定めて通知する。

(2) 特定者は、見積にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」「5.入札及び開札」を参照のこと。

6-4-3. 契約相手方の決定

- (1) 契約責任者は、見積執行の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積価格である場合に、契約の相手方として決定する。
- (2) 特定者は、契約の相手方の決定にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[16]を参照のこと。

6-5 その他

6-5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-5-2. 質問の受付

- (1) 競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
- ア 受付期間：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- イ 受付場所：「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。
- ウ 受付方法：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- (2) 上記(1)により受けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
- ア 回答日：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- イ 回答方法：NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「備考」）に掲載する。
- https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
- <https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式以外の場合は、以下 6-5-3.を参照]

6-5-3. 入札の無効

「入札者に対する指示書」[20]に該当する入札は無効とする。

[「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」に示す競争契約の方法が、（簡易）公募型プロポーザル方式の場合は、以下 6-5-4.を参照]

6-5-4. 見積の無効

「入札者に対する指示書」[20]に該当する入札は無効とする。

6-5-5. 苦情申立て

[一般競争入札（WTO 政府調達協定適用）の場合は、以下(1)を参照]

(1) 入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

[一般競争入札（WTO 政府調達協定適用）以外の場合は、以下(2)を参照]

(2) 入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。また、苦情の申立てに係る手続きは、「入札・契約の過程にかかる苦情処理要領」に定めるところによる。

第7編 物品・役務編【一般競争入札（指名併用型）】

7-1 契約図書

7-1-1. 契約図書

(1) 契約図書は次のとおりとする。

なお、競争参加希望者及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

ア 入札公告（説明書）	入札公告（説明書） https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
イ 共通入札公告	本書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/
ウ 標準契約書案	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ [物品の場合（単価契約以外）]【購入契約書】を使用すること [物品の場合（単価契約）]【購入契約書（単価契約）】を使用すること [役務の場合]【役務契約書】を使用すること [リースの場合]【リース契約書】を使用すること [レンタルの場合]【レンタル契約書】を使用すること ※上記契約書以外を使用する場合は、別途交付する。
エ 入札者に対する指示書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 「入札者に対する指示書【郵送入札】『購買等契約』」を使用すること
オ 仕様書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
カ その他契約関係図書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
キ 金抜設計書または数量表	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
ク 競争参加資格確認申請書	「入札公告（説明書）」の別添様式のとおり
ケ 入札書	上記エ「入札者に対する指示書」の様式1 のとおり
[単価表の提出を求める場合]	上記キの金抜設計書をもとに、上記エ「入札者に対する指示書」の様式3により作成すること。 なお、金抜設計書の様式と「入札者に対する指示書」の様式3の様式が異なる場合は、金抜設計書により作成すること。
コ 単価表	

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (3) 契約図書の交付期間は、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」に示すものとする。

7-2 指名通知に関する事項

7-2-1. 指名基準

- (1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年度細則第16号）」第6条（「入札者に対する指示書」「[2]競争参加不適格者について」を参照のこと。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名通知の日において、NEXCO東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において取引停止措置を受けていないこと。
※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において取引停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。
- (3) その他、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」の「競争参加資格要件」に記載する条件を満たすこと。

7-2-2. 指名通知の方法

書面により発行される「入札指名通知書」を確認すること。

7-2-3. 指名取消し事由

指名者は、次の「指名取消し事由」に該当する場合には、その旨を届け出ること。

[指名取消し事由]

- (1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人であること。
- (2) 「7-4-1.」に示す「指名取消し事由」に該当する法人であること。

7-2-4. 指名者の承諾事項

指名者は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条第4項第六号に関し、当該排除要請等の対象法人ではないことを承諾の上で入札に参加すること。

7-3 競争参加に関する事項

7-3-1. 競争参加資格

「7-2-1.指名基準」を全て満たす者は、「入札公告（説明書）」に示す競争入札に参加することができる。

なお、「7-2-1.指名基準」に記載の「指名通知の日」については、「審査基準日（「7-3-3.競争参加に必要な手続」に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日をいう。以下同じ。）」に読み替えるものとする。

7-3-2. 競争参加に必要な条件

契約責任者から競争参加資格があると認められること。

なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び

期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において取引停止措置を受けた場合は、以後の入札手続きには参加することができない。
競争参加資格確認結果通知については、「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

7-3-3. 競争参加資格確認申請書の作成 ※指名者は作成不要

- (1) 競争参加希望者は、「入札公告（説明書）」の契約図書である「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」を作成しなければならない。
- ア 競争参加資格確認申請書（「入札公告（説明書）」の別紙）
- ・必要事項を記載のうえ記名すること。
 - ・その他補足事項については、「入札者に対する指示書」[5]及び[6]を参照のこと。
- イ その他
- ・「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」で納入・履行実績等を求めた場合は、配布する各様式を参照の上、必要事項を記載すること。
 - ・記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。

7-3-4. 競争参加資格確認申請

[見積活用方式の場合は、以下(1)～(2)を参照]

- (1) 競争参加希望者は、入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

- ア 提出期間
- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- イ 提出場所
- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。
- ウ 提出方法
- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- エ 提出書類
- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- なお、「競争参加資格確認申請書」及び添付資料、「参考見積書」を書留郵便で提出する場合は、以下のとおり封かんし、郵送すること。
- (ア) 封筒に、「参考見積書」を入れて封かんすること。
- (イ) 上記(ア)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載すること。
- ① 参考見積書在中
 - ② 契約件名
 - ③ 競争参加希望者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）
- (ウ) 封筒に、「競争参加資格確認申請書」及び添付資料、上記 b) で作成した参考見積書を封かんした封筒を入れて封かんすること。
- (イ) 上記(ウ)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載すること。
- ① 競争参加資格確認申請書類在中
 - ② 契約件名
 - ③ 競争参加希望者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）
- (2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[5]及び[6]を参照のこと。

[見積活用方式ではない場合は、以下(3)～(4)を参照]

(3) 競争参加希望者は、入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

ア 提出期間

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 提出場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。

ウ 提出方法

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

エ 提出書類

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

なお、「競争参加資格確認申請書」を書留郵便で提出する場合は、以下のとおり封かんし、郵送すること。

(ア) 封筒に、「競争参加資格確認申請書」とび添付資料を入れて封かんすること。

(イ) 上記(ウ)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載すること。

①競争参加資格確認申請書在中

②契約件名

③競争参加希望者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

(4) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[5]及び[6]を参照のこと。

7-3-5. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署が所属する地域において取引停止措置を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

ア 受付期限

- ・確認結果通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内。

イ 受付場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署

ウ 提出方法

- ・契約責任者に対し、説明請求者の氏名及び住所、対象となる契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面（様式は自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、「入札者に対する指示書」の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。

I 回答方法

- 説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則 5 日以内（休日を含まない。）に書面にて行う。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[7]及び[8]を参照のこと。

7-4 競争参加資格（指名取消し事由）に関する事項【指名者・競争参加希望者共通事項】

7-4-1. 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係

指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に、指名者、競争参加希望者に関わらず以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、「入札者に対する指示書」1.[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合。

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ア 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合。
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことされている取締役
- 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことされている

社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)～4)までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

7-5 入札・開札・落札者の決定

7-5-1. 入札に必要な書類の作成

・ 入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成すること。

(1) 入札書：「入札者に対する指示書」[9]を参照のこと。

(2) 単価表：「入札者に対する指示書」[10]を参照のこと。

※単価表の提出を求める場合のみ。なお、金抜設計書の様式と「入札者に対する指示書」の様式3の様式が異なる場合は、金抜設計書により作成すること。

7-5-2. 入札に必要な書類の提出

・ 入札者は、7-5-1に定める必要書類を次の手順に従い封筒に入れ封かんし、提出なければならない。

(1) 封筒に、「入札書」及び「単価表」（単価表の提出を求める場合のみ）を入れて封かんすること。

(2) 上記(1)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載すること。

ア 入札書在中

イ 契約件名

ウ 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

【見積活用方式における訂正参考見積書をあわせて提出する場合は、以下(3)～(4)を参照】

(3) 上記(2)で作成した封筒とは別の封筒に、上記(2)で作成した「入札書」、「単価表」を封かんした封筒及び「訂正参考見積書」を入れて封かんすること。

(4) 上記(3)で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項を全て記載すること。

ア 入札書及び訂正参考見積書在中

イ 契約件名

ウ 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

7-5-3. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

(1) 入札書の提出期限

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 入札書の提出場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。

(3) 入札書の提出方法

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(4) 開札執行日時

- ・「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(5) 開札執行場所

- ・「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。

7-5-4. 入札の辞退

入札者は、入札書を提出する前において、自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができます。入札書提出期限の日までに入札書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなすため、「辞退書」の提出は不要である。

なお、NEXCO東日本では、入札を辞退した入札者に対し、その辞退を理由として、別の工事等にかかる入札手続への参加について不利益な取扱いをすることはない。

7-5-5. 落札者の決定

- ・落札者の決定方法については、「入札公告（説明書）」の「競争参加資格要件等一覧表」を参照のこと。
- ・落札者の決定にかかる留意事項として、「入札者に対する指示書」[16]を参照のこと。

7-6 その他

7-6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-6-2. 質問の受付

(1) 競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ア 受付期間：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。
- イ 受付場所：「入札公告（説明書）」に示す契約担当部署を参照のこと。
- ウ 受付方法：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

(2) 上記(1)により受けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

ア 回答日：「入札公告（説明書）」の「入札手続き日程」を参照のこと。

イ 回答方法：NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「備考」）に掲載する。

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-6-3. 入札の無効

「入札者に対する指示書」[20]に該当する入札は無効とする。

7-6-4. 苦情申立て

入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。また、苦情の申立てに係る手続きは、「入札・契約の過程にかかる苦情処理要領」に定めるところによる。

第8編 別表

別表 1-1 (主な工事内容)

【工事】

工事種別	主な工事内容
土木工事	道路の土木構造物のうち土構造物（のり面保護を含む。）、トンネル、コンクリート構造物（橋梁上部工は除く。）の新設、改築、改良（耐震補強対策を含む。）、災害復旧、特定更新（トンネルインターバート設置・覆工補強、のり面のグラウンドアンカー工・脆弱岩対策、排水機能強化など）に係る工事
土木補修工事	道路の土木構造物のうち土構造物（のり面保護を含む。）、トンネル、橋脚及びカルバートボックスなどコンクリート構造物（橋梁上部工は除く。）の維持修繕に係る工事（他の工事種別に属する工事は除く。）
舗装工事	道路の舗装（床版防水工を含む）の新設、改築、改良、災害復旧、特定更新、維持修繕に係る工事
P C 橋上部工工事	道路の新設に係る P C 橋上部工工事
鋼橋上部工工事	道路の新設に係る鋼橋上部工工事
橋梁補修工事	道路橋（P C 橋又は鋼橋）の上部工、鋼製橋脚、橋梁付属物工の改築、改良（耐震補強対策を含む。）、災害復旧、特定更新（床版の取替・全面打替、桁の補強、表面被覆など）、維持修繕に係る工事
建築工事	事務所、料金所、休憩施設のトイレ、雪氷詰所、電気室、車庫、社員宿舎などの建築物の新設、改築、大規模な修繕・模様替え、解体に係る建築工事
電気工事	道路照明施設、電力ケーブル施設（管路を含む。）及び屋内電気施設の新設、改良、維持修繕に係る電気工事
通信工事	有線電気通信線路（管路を含む。）の新設、改良、維持修繕に係る通信工事
管工事	給排水施設、衛生施設（受水槽など）、ガス施設、空気調和施設、散水・融雪施設、浄化槽、水洗トイレ施設などの新設、改良、維持修繕に係る工事
塗装工事	鋼橋等の塗装工事（維持修繕に係る塗替塗装工事を含む。）、道路に係る区画線工事
造園工事	道路の新設、改築、改良、維持修繕に係る造園工事
道路付属物工事	道路の交通安全施設（防護柵、立入防止柵、落下物防止柵など）、遮音壁、防雪柵、道路標識、トンネル内装板などの新設、改築、改良、維持修繕に係る工事
機械設備工事	次の設備の「機器製作・据付・試験調整」を一連で行う新設、改良、維持修繕に係る工事 一 道路のトンネル非常用設備 火災報知設備、水噴霧設備、消火設備 二 トンネル換気設備 トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備 三 機械設備 車重計設備、軸重計設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備、ポンプ設備、清掃点検等自動化設備
受配電設備工事	受配電設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備で「機器製作・据付・試験調整」を一連で行う新設、改良、維持修繕に係る電気工事
交通情報設備工事	遠方監視制御設備、情報交換設備、伝送交換設備、可変式道路情報板設備、可変式速度規制標識設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像設備、トンネル内拡声放送設備、情報ターミナル設備、無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報設備、衛星通信設備、料金収受設備、E T C 設備で「機器製作・据付・試験調整」を一連で行う新設、改良、維持修繕に係る通信工事

別表 1-2 (主な業務内容)

【調査等】

業種区分	主な業務内容
測量	地形測量、路線測量、用地測量、水深測量、航空測量等（地図の調整及び測量用写真の撮影を含む）
地質・土質調査	地表踏査、地質調査、物理調査、土質調査、水文調査（水質調査を含む）、土木構造物基礎調査、砂防調査、地すべり調査及び解析等
環境関連調査	・環境調査（環境影響評価、環境現状調査、環境影響予測、環境保全対策及び解析など） ・交通量調査・解析（交通量調査・解析・推計業務、交通運用計画など） ・気象関係調査（気象・雪氷に関する調査）
道路設計	道路の土木工事（橋梁及びトンネルに係るものは除く）に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
橋梁設計	道路の橋梁上下部工工事に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
トンネル設計	道路のトンネル工事に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
その他土木設計	・標識設計（道路の標識工事（照明設備を有するものを含む）に係る設計） ・造園設計（道路の造園工事に係る設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正、緑地効果（地球温暖化対策に関する）調査、検討） ・その他土木設計（道路以外の土木工事（河川・砂防、海岸・港湾）に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正）
建築設計	事務所の社屋、料金所、公衆便所、車庫、社員宿舎、汚水処理施設等の建築工事に係る設計
施設設備設計	・電気設備設計（照明施設、電力ケーブル施設（管路を含む）、屋内電気施設、受配電設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備及び工事用仮設電力設備の電気工事に係る設計） ・通信設備設計（有線電気通信線路（管路を含む）、遠方監視制御設備、情報交換設備、情報ターミナル設備、伝送交換機設備、衛星通信設備、可変式道路情報板設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像設備、無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、トンネル内拡声放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報通信設備、及び E T C 設備の通信工事に係る設計） ・機械設備設計（給排水施設、衛生施設、ガス施設、空気調和施設、散水・融雪施設、道路トンネル用の火災報知設備、水噴霧設備、消火栓設備、トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備、車重計設備、軸重計設備、汚水処理設備、ゴミ処理設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備、ポンプ設備及び清掃点検等自動化設備の機械工事に係る設計）
土木施工管理	土木関連工事に係る施工管理業務、土木関連設計に係る調査等管理業務
補償関連業務	・権利調査（公図（地図）調査、土地登記記録等調査及び権利者の確認に関する調査等） ・物件等調査（建物調査、機械工作物等調査、営業に関する調査、予備調査、移転工法案検討調査等及びこれらの調査に基づく補償算定業務） ・事業損失関係調査（建物等損傷調査、日照阻害調査、電波障害調査等及びこれらの調査に基づく費用負担の算定業務） ・補償関連業務（事業認定申請図書の作成 等）
図面・調書作成	完成図作成、技術資料等作成業務（保存文書整理業務、工事記録調書作成、施設管理台帳、道路標識等の調書作成）、管理用図面作成（境界点測量を含む） 等
経済調査	経済調査、材料価格調査、整備効果検討 等

別表 2

工事参加者募集・選定表

工事種別	入札方式	発注規模(契約制限価格(税込み))		競争参加資格の区分等又は共同企業体の構成員組合せ	備考
土木工事	一般競争	50 億円以上	混合	Ns	
				Ns 又は N で構成する 2 者JV	
				Ns 又は N で構成する 3 者JV	
		27.2 億円以上 50 億円未満	単体	Ns	
				Ns 又は N	
				Ns 又は N で構成する 2 者JV	
	条件付一般競争 条件付一般競争 (指名併用型) 指名競争	16 億円以上 27.2 億円未満	混合	A	
				A で構成する 2 者JV	
				A 及び B で構成する 2 者JV	※1
		13 億円以上 16 億円未満	単体	A	
				A	
				A で構成する 2 者JV	
	5 億円以上 13 億円未満	混合	A 及び C で構成する 2 者JV	A 及び C で構成する 2 者JV	※1
				A 及び C で構成する 2 者JV	※2
				単体	
		5 億円未満	混合	B	
				B で構成する 2 者JV	
建築工事	一般競争	50 億円以上	混合	B 及び C で構成する 2 者JV	※2
				単体	
				B	
		27.2 億円以上 50 億円未満	混合	C	
				Ns 又は N	
	条件付一般競争 条件付一般競争 (指名併用型) 指名競争	4 億円以上 27.2 億円未満	単体	Ns	
		2 億円以上 4 億円未満	混合	Ns 又は N で構成する 2 者JV	
		2 億円未満	単体	Ns 又は N で構成する 3 者JV	
電気工事	一般競争	50 億円以上	混合	A	
				A、B	
				B	
		27.2 億円以上 50 億円未満	単体	Ns	
				Ns 又は N で構成する 2 者JV	
				Ns 又は N で構成する 3 者JV	
		27.2 億円以上 50 億円未満	混合	Ns 又は N	
				Ns 又は N で構成する 2 者JV	
				Ns 又は N	

工事種別	入札方式	発注規模(契約制限価格(税込み))	競争参加資格の区分等又は共同企業体の構成員組合せ	備考
電気工事	条件付一般競争	0.6 億円以上 27.2 億円未満	A	
	条件付一般競争 (指名併用型) 指名競争	0.6 億円未満	B	
土木補修工事 舗装工事 橋梁補修工事 通信工事 管工事 塗装工事 道路付属物工事 機械設備工事 受配電設備工事 交通情報設備工事 PC 橋上部工工事 鋼橋上部工工事 造園工事	一般競争	50 億円以上	混合	Ns
				Ns 又は N で構成する 2 者JV
				Ns 又は N で構成する 3 者JV
		27.2 億円以上 50 億円未満	単体	Ns
			混合	Ns 又は N
				Ns 又は N で構成する 2 者JV
		27.2 億円未満	単体	Ns 又は N

※1 B の出資額は、請負代金額のうち 13 億円未満とする。

※2 C の出資額は、請負代金額のうち 5 億円未満とする。

注 1) 「混合」とは、構成員数の異なる共同企業体同士又は共同企業体と単体とを併せて募集することをいう。

注 2) 「Ns」は一定点数以上の経営事項評価点数を付与された者で、単体又は共同企業体のいずれの場合でも一般競争入札に参加できる者を、「N」は一定点数以上の経営事項評価点数を付与された者で、27.2 億円以上 50 億円未満の場合は単体又は共同企業体のいずれの場合でも、50 億円以上の場合は共同企業体を構成した場合に限り一般競争入札に参加できる者を、「A」、「B」及び「C」は総務・経理本部長が定める『競争参加資格』の等級区分に定める等級に認定されている者を示す。

注 3) 混合の区分においては、必要に応じ、特定 JV のみを募集する場合がある。

注 4) 上表における「27.2 億円」は、工事に係る WTO 政府調達協定の適用基準額である。

注 5) 技術的難易度が高く確実かつ円滑な施工を図るために、技術力を結集する必要があると認められる場合は、別途特定 JV の参加を募集する場合がある。

注 6) 上表に掲げる等級に加え、当該等級以外の等級の参加を募集する場合がある。

注 7) 異工種工事の場合は、別に定めがある場合のほか、総務・経理本部長の承認を得た上で契約責任者が別途定める。

注 8) 契約制限価格に、入札時（入札書提出期限日）の最新の労務費・原材料費・水道光熱電力料等を反映した結果、入札公告で求めた等級区分等と異なる場合の取扱いについては、第 15 条 5 項、第 31 条 6 項、または、第 47 条 3 項によるものとする。

■競争参加資格の区分に係る経営事項評価点数表（別表3）

競争参加資格の区分 工事種別	N _s (経営事項評価点数)	N (経営事項評価点数)
土木工事	1450点以上	1449点以下 1350点以上
土木補修工事	1250点以上	1249点以下 1150点以上
舗装工事	1300点以上	1299点以下 1200点以上
PC橋上部工工事	1300点以上	1299点以下 1200点以上
鋼橋上部工工事	1300点以上	1299点以下 1200点以上
橋梁補修工事	1200点以上	1199点以下 1100点以上
建築工事	1400点以上	1399点以下 1300点以上
電気工事	1400点以上	1399点以下 1300点以上
通信工事	1250点以上	1249点以下 1150点以上
管工事	1400点以上	1399点以下 1300点以上
機械設備工事	1200点以上	1199点以下 1100点以上
受配電設備工事	1250点以上	1249点以下 1150点以上
交通情報設備工事	1200点以上	1199点以下 1100点以上

■等級区分に係る総合点数表（別表4）

等級区分 工事種別	A (総合点数)	B (総合点数)	C (総合点数)
土木工事	2500点以上	2499点以下 2000点以上	1999点以下
建築工事	2000点以上	1999点以下	-
電気工事	1800点以上	1799点以下	-

別表5

契約担当部署一覧

NO	事業所名	所属地域	住所	電話番号	メールアドレス
1	北海道支社 技術部 調達契約課	地 域 1	〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地 西 5 丁目 12-30	011-896- 5777	ki-r-hokkaido @e-nexco.co.jp
2	東北支社 技術部 調達契約課	地 域 2	〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡 一丁目 1 番 1 号 JR 仙台イー ストゲートビル 12 階	022-395- 7641	ki-r-tohoku @e-nexco.co.jp
3	関東支社 技術部 調達契約課	地 域 3	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木 町 1-11-20 大宮 JP ビルディ ング 15 階	048-631- 0020	ki-r-kanto @e-nexco.co.jp
4	新潟支社 技術部 調達契約課	地 域 4	〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 新潟プラーカ 3 4 階	025-241- 5116	ki-r-niigata @e-nexco.co.jp
5	本社 総務・経理本部 経理財務部 調達企 画課	地 域 3	〒100-8979 東京都千代田区霞が関三丁 目 3 番 2 号 新霞が関ビルディ ング	03-3506- 0212	ki-h-head @e-nexco.co.jp

※各支社管内の管理事務所及び工事事務所が調達する契約制限価格（税込み）が 250 万円以上の工事、調査等及び物品等の購買等は、以下の日付をもって契約責任者の変更（事務所長→支社長）により各事務所における契約事務の窓口を支社技術部調達契約課に集約しました。

【契約事務窓口の集約化開始日】

1. 北海道支社 : 令和5年10月1日

2. 東北支社 : 令和4年10月1日

3. 関東支社 宇都宮（管）、高崎（管）、長野（管）、千葉（工）及びつくば（工）
: 令和6年1月4日

上記以外の管理事務所及び工事事務所
: 令和6年4月1日

4. 新潟支社 : 令和6年1月4日

※集約化開始日以前に各事務所が入札公告を行った案件及び各事務所長名で既に契約締結済の案件については契約責任者を変更せず、契約事務の窓口を継続いたします。